



# KOGA

ひと育つ こが育つ

第5次古賀市総合計画

基本構想

2022-2031

## ひと育つ こが育つ

長期的な視野に立った「まちづくりの指針」。それが総合計画であり、達成の道標が基本構想です。まちづくりは、行政だけでなく、ここに暮らす、働く、生きる皆さんとともに進めていくもの。だからこそ未来を切り拓いていくために、まちづくりにとって最も重要な総合計画を市民の皆さんと共有したい。そう考えました。

古賀市にとって第5次となる総合計画は2022年度から10年間を期間とし、基本構想の将来像は、都市イメージとして「ひと育つ こが育つ～ひとがまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち～」を掲げています。そして、あらゆる分野で「すべての人」を重要なキーワードとして盛り込み、私たちの暮らしをより豊かにしていく決意を示しています。

2022年の現在、この国は少子化と超高齢化による人口減少社会に突入しています。この世界は「人新世」の時代とされ、環境破壊による気候変動、これらに起因する自然災害の多発から自明なように、人類の活動が地球を危機に追い込んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックという未曾有の事態に直面しています。そして、人類の歴史上類を見ないスピードで科学技術が進展し、様々な分野で価値観の変革が起きています。

私たちに求められることは何か。いまの古賀市を築いてくれた先人の皆さんに感謝し、継ぐべきものを確実に継ぎ、時代の変化に即応し、新たな価値を生み出しながら、次の世代につないでいくこと。長期的な思考で、私たちの選択が未来の世代を犠牲とすることがないよう、賢明さを追い求めること。こうした前提に立って、この不確実性に富んだ困難な時代を乗り越え、未来の世代のために、持続可能な社会をつくっていきたい。

すべての人が尊重し合い、未来を拓く子どもたちが輝く。すべての人が地域で支え合い、健やかに暮らせる。産業が暮らしを支え、地域をつなぎ、すべての人が豊かさとにぎわいを感じられる。都市基盤と環境が調和し、すべての人が快適で安心して暮らせる。すべての人があつなり、考え、創る、みんなが主役のまちへ。

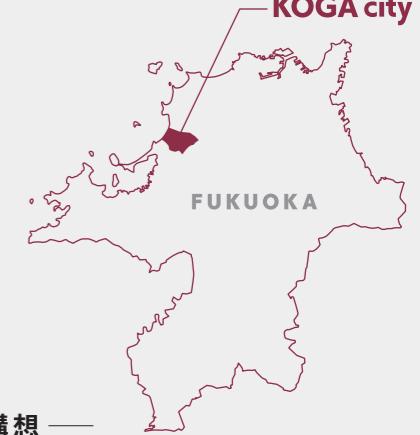
私たち先行世代は、私たちが享受している現在の社会よりも平和で豊かな社会を、子どもたちや孫たち、さらにはその先の世代につないでいく責任があります。ともに歩みを進めていきましょう。

古賀市長

田辺一城



## 目 次



### 第1編 —序論—

05	<b>第1章 基本構想の策定にあたって</b>	21
1	1 策定の目的	
2	2 基本構想の期間と推進のための計画	

### 第2章 策定の背景

05	1 社会経済の動向	23
06	2 古賀市の状況	24

### 第3章 分野別の現状と課題

07	1 子育て	25
07	2 学校教育	27
08	3 青少年育成・スポーツ・文化・芸術・社会教育	27
09	4 人権・男女共同参画・多文化共生	
09	5 地域保健・医療	
10	6 高齢者福祉	
11	7 障がい者福祉	
11	8 地域福祉・自立支援	
12	9 商工業・観光	
12	10 農林業	
13	11 都市基盤	
14	12 公共交通	
15	13 防犯・交通安全・防災	
16	14 環境	
17	15 コミュニティ活動・行政経営	

### 第4章 重要政策課題

18	1 人口減少社会の到来への対応	47
2	2 産業構造の変化への対応	
3	3 社会経済状況の変化への対応	

### 第2編 —基本構想—

#### 第1章 将来像

#### 第2章 まちづくりの方向性

1	1 基本指標	
	まちづくり指標(主観指標)	
	想定人口(客観指標)	
2	2 土地利用構想	

#### 第3章 施策の大綱

1	1 政策体系図	
2	2 基本目標ごとの政策・施策	
	すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち	
	政策1-1 子育て支援の充実	
	政策1-2 学校教育の充実	
	政策1-3 つながりを深める学ぶ機会の充実	
	政策1-4 人権と多様性の尊重	

#### すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち

政策2-1	地域保健の推進と医療との連携促進
政策2-2	介護予防と高齢者福祉の推進
政策2-3	障がい者福祉の推進
政策2-4	地域福祉の推進と包括的支援の充実

#### 産業が暮らしを支え 地域をつなぎ

政策3-1	すべての人が豊かさとにぎわいを感じられるまち
政策3-2	商工業・観光の活性化
政策3-3	農林業の振興

#### 都市基盤と環境が調和し

#### すべての人が快適で安心して暮らせるまち

政策4-1	良好な都市環境の形成
政策4-2	持続可能な公共交通の実現
政策4-3	命と暮らしを守る対策の推進
政策4-4	環境の保全と継承

3	基本構想の推進のための指針
	すべての人がつながり 考え 創る みんなが主役のまち
	政策5-1 基本構想の推進

# **第 1 編**

---

## **序 論**

---

**第 1 章 基本構想の策定にあたって**

---

**第 2 章 策定の背景**

---

**第 3 章 分野別の現状と課題**

---

**第 4 章 重要政策課題**

---

## 1 策定の目的

少子高齢化や人口減少の急速な進展による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなりスクに対する危機管理意識の高まりなどにより、わが国への社会経済情勢は大きく変化しています。このようななか、先人たちにより培われた本市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へつなぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能なまちが求められています。

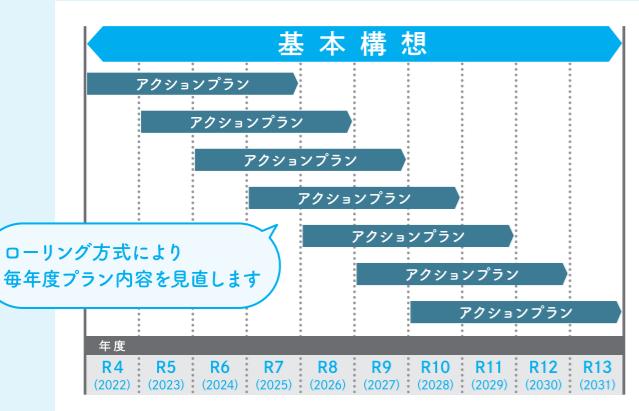
中長期的展望に立ち、本市がめざすべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示す持続可能なまちづくりの指針として基本構想を策定します。

## 2 基本構想の期間と推進のための計画

基本構想の期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度の10年間です。

基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な施策・事務事業を示すアクションプランを策定します。

アクションプランは、社会経済情勢の変化に対応し、実効性・弾力性・即応性を備えた計画とするため、期間を4年間とし、毎年度ローリング方式により見直します。



## 1 社会経済の動向

情報化の進展、グローバル化の加速、地球規模の環境問題の顕在化・深刻化、大規模災害や感染症に対する危機管理など、社会情勢は変化し続けており、これからの10年間を見据えた基本構想の策定にあたって、特に重要な環境の変化が発生しています。



### 人口減少・少子化・超高齢社会

平成20(2008)年の約1億2,808万人をピークに減少に転じた日本の人口は、減少局面が続き、人口減少社会を迎えています。今後も少子化が続く影響により担税力の高い15~64歳の生産年齢人口の減少が予測されています。また、65歳以上の老人人口は、今後も増加を続け、令和27(2045)年には高齢化率が36.8%に上昇すると予測されるなど、超高齢化は今後もさらに進展するとされています。

日本全体の人口減少の加速と少子化・超高齢化が進展するなか、福岡県も人口減少社会を迎えますが、福岡市は当面、人口増加が続く見込みであり、これまで増加を続けてきた本市の将来人口への影響を慎重に見極める必要があります。

### Society5.0

近年、世界中のさまざまなモノがネットワークでつながる IoT、コンピュータが自ら学習し高度な判断を行う AI (人工知能)、多様かつ複雑な作業を自動化するロボットなどに代表される技術革新が世界規模で進展しています。

国は、世界規模で進展する技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要なときに、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らせる Society5.0 の実現を掲げています。

Society5.0 の実現により、さまざまな社会課題が克服され、日本全体がより希望の持てる社会となることが期待されています。

### 持続可能な開発目標

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和12(2030)年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



## 2 古賀市の状況

### 位置・地勢

本市は、福岡市と北九州市の間に位置する大都市近郊都市であり、JR鹿児島本線、国道3号、国道495号が市内を南北に並行しており、市西部には住宅地、商業地、工業地が集積され市街地が形成されています。また、九州自動車道の古賀インターチェンジや古賀サービスエリアが位置するなど、広域交通の要衝となっています。福岡市都心部までは直線距離で約15kmの距離にあります。

### 人口

本市の人口は、令和2(2020)年9月末現在59,694人(住民基本台帳)となっています。年齢階層別的人口構成比は、0~14歳の年少人口が14.2%、15~64歳の生産年齢人口が59.1%、65歳以上の老人人口が26.0%となっており、今後も年少人口及び生産年齢人口の減少と、老人人口の増加が続き、これに伴い高齢化率の上昇が続くことが予測されます。

また、昭和22~24(1947~1949)年頃に生まれた団塊の世代と呼ばれる70代前半、昭和46~49(1971~1974)年まで生まれた団塊ジュニア世代が含まれる40代後半の世代が人口構成のボリュームゾーンを形成しています。

平成27(2015)年まで出生者数が死者数を上回る自然増の状態が続いていましたが、平成28(2016)年以降、自然減の状態が継続しています。転入者数から転出者数を差し引いた社会増減は、平成24~27(2012~2015)年は転出者が転入者を上回る社会減の状態が続き、その後、平成28(2016)年以降は社会増に転じています。

### 産業構造

平成28(2016)年10月時点の事業所数は1,977事業所、従業者数は25,421人となっています。

産業大分類別にみると、事業所数は「卸売業、小売業」が527事業所(26.7%)と最も多く、次いで「宿泊、飲食サービス業」が227事業所(11.5%)、「建設業」が203事業所(10.3%)、「医療、福祉」が181事業所(9.2%)と続いている。

従業者数は、「製造業」が8,460人(33.3%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が4,267人(16.8%)、「医療、福祉」が4,221人(16.6%)、「運輸業、郵便業」が2,179人(8.6%)と続いている。



## 1 子育て

家族のあり方の多様化、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、社会環境は変化しています。相談できる相手がおらず、不安や悩みを抱えて孤立する妊婦や子育て家庭が増加し、児童虐待の相談件数も増加傾向にあり、かつて家族が担っていた子育て家庭を支える環境を時代にふさわしいかたちでつくる必要があります。

20代や30代の若い世代が理想の子どもを持つたない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最も多くなっており、経済的な不安が子育てに影響を及ぼしていると考えられます。特にひとり親家庭や低所得世帯の親など、経済的に厳しいなかで子育てをしなければならない場合には、社会的孤立を招きやすく、生活基盤を整えるための支援が重要です。

共働き家庭の増加などにより、保育所入所児童数は増加傾向にあります。年度初めにはゼロを堅持している待機児童も年度途中には発生しており、保育の利用希望は今後も一定の量が見込まれます。また、乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上も求められており、安心して子育てができる環境を整備するとともに、子育て家庭の多様な教育ニーズ・保育ニーズへの対応が必要となっています。



## 2 学校教育

予測困難な時代を生きる子どもたちには、自らの可能性を最大限に發揮し、人生を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力が必要となります。全小・中学校・全学年における少人数学級の実現による学習環境の充実や学習支援、指導方法の改善など「教育立市こが」の推進により、本市の児童・生徒の学力は、全国平均を上回る結果となっていますが、将来の夢や目標を持っていない子どもは少なくありません。子どもたちが将来に向けて志を持って主体的に学び続けるためには、自己決定に基づく具体的な目標設定と、目標に向かって努力することができる環境が必要です。また、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあり、一人ひとりの状況に応じた学習環境や適切な指導、支援が求められています。

地域とのつながりの希薄化による孤立、児童虐待の増加、不登校の児童・生徒の増加、欠食等食生活の乱れなど、子どもを取り巻く問題が複雑化・多様化しています。本市では、学習習慣の定着と正しい生活習慣を身につけるための「朝勉＆朝弁」の取組など、学校と地域との連携により子どもたちを支える気運が高まりつつあり、今後も学校と地域が一体となって、子どもたちが抱えるさまざまな課題を解決していくことが必要です。

本市の学校教育施設の整備については、これまで、施設の耐震化を最優先に取り組んできましたが、今後は施設の長寿命化に向けて、老朽化対策や時代のニーズに対応した施設整備を進めていく必要があります。また、一部の学校では少子化の進展による児童・生徒数の減少が予測されており、児童・生徒数の変動に対応し、安心して快適に学ぶことができる学校環境の整備が必要です。

## 3 青少年育成・スポーツ・文化・芸術・社会教育

情報化やグローバル化など社会情勢の急速な変化、家族のあり方の多様化、地域社会での関係の希薄化など、社会のあり方は大きく変化し、複雑化しています。

青少年を取り巻く環境も大きく変化し続けており、特にスマートフォン等の急速な普及は、利便性が向上している反面、SNSをきっかけとした犯罪やインターネット上のいじめに巻き込まれる危険性が高まり、生活リズムも乱れるなど、新たな問題発生要因となっています。本市の非行による補導件数は減少傾向にありますが、社会全体が連携して青少年を取り巻く環境の変化に対応し、健全な心と体の育成を図る必要があります。本市では、放課後子ども教室や通学合宿など、地域の特性を生かしながら、自主性と協調性を養い、心豊かに生きることを目的とした体験活動などを通して地域で子どもたちを育てる取組を進めてきており、地域住民の活動の場、活躍の場が増えることで、地域の子どもたちを地域で育てる気運が高まっていますが、活動する市民の高齢化などにより、地域活動の担い手が不足することが懸念されます。

スポーツは、多くの人々に感動や楽しみ、活力を与える、体力向上や健康の保持増進を基本に、青少年の健全育成、地域コミュニティの醸成など、多様な意義を有しています。成人のスポーツ実施率は増加傾向にあり、スポーツ活動が活発に行われています。生涯にわたる健康維持や体力づくり、仲間づくりや地域との交流、生きがいづくりを期待してスポーツ活動をする市民が多い一方、市のスポーツ振興を担う古賀市スポーツ協会の会員数は減少しています。これまで、子どもの体力向上のため、関係団体と連携しながら子どもの運動機会を提供してきましたが、仲間同士や地域単位の活動など、より身近な活動によって子どもたちの運動機会をさらに拡充する必要があります。

文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなり得るもので。しかし、関心がないという理由で、文化芸術イベントを直接鑑賞していない人の割合が全国的に増加傾向にあります。また、本市の文化団体の中枢である古賀市文化協会の会員数は、減少傾向にあります。市民の文化芸術活動を促進するためには、インターネットによる文化芸術イベントの鑑賞機会の拡大など、新たな動向を踏まえた文化芸術に触れる機会や施設の充実が求められています。特に、子どもが文化芸術に興味を持ち、将来的に文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることのできる機会の提供は重要です。

文化財は、本市の歴史を示す貴重な財産であり、郷土を語るうえでなくてはならないものです。また、地域のシンボル、人ととのつながりを形成する機能もあり、まちづくりやコミュニティ形成という面でも重要な役割を担う要素の一つです。このような文化財を継承するためには、その調査・研究を行って価値を明確にし、適切に保存・活用することで、市民一人ひとりの地域への誇りを醸成していくことが必要です。国史跡である船原古墳を知らない人もおり、市民の文化財への関心は決して高くない状況です。また、歴史資料館で行う講演会や企画展への20代から40代の若い世代の参加は少なく、特にその世代の文化財への関心が低いことがうかがえます。

読書には、想像力を豊かにし、物事に興味を持ち、未知との出会いを創出し、感動を呼び起こす力があります。特に子どもは、読書によって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることから、本市の小・中学校では、朝に読書の時間を設けるなど、子どもの読書活動が盛んに行われており、子どもたちが読む本の冊数は全国平均より多くなっています。インターネットの普及などにより全国的には高校生頃から読書離れが進み、情報収集源としての本への依存度は減少傾向にありますが、子どもの頃からの読書活動を継続することにより、これから生涯学習社会を生き抜くための学びの技術を身につけることが重要となってきています。

本市では核家族世帯や単身世帯が増加し、家庭教育の支援や地域のつながりを深める取組の重要性が増していますが、地域公民館での社会教育活動は停滞し、地域の課題解決やつながりを生む機能は弱まっており、市民の孤立化や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。これまで以上に市民参画によるまちづくりが求められるなか、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性はますます大きくなるものと考えられます。さまざまな機会や場所において生涯にわたって自ら進んで学ぶ姿勢のある市民が増え、互いに支え合いながら社会課題に粘り強く対処できる地域をつくっていくことが、市民の豊かな暮らしにつながります。

## 4 人権・男女共同参画・多文化共生

部落差別をはじめ、性別、年齢、障がいのあるなし、国籍、性的指向及び性自認(性同一性)を理由とした偏見や差別、感染症に起因する差別などさまざまな人権問題が今なお存在しています。また、インターネットでの誹謗中傷など、情報技術の進展や社会情勢の複雑化・多様化に伴い差別の形も変わってきており、新たな人権問題や今まで見過ごされていたような人権問題が顕在化することが予測されます。これまでの人権教育・啓発により、人権や人権問題についての関心が高まっている一方、自分には関係がないという理由で関心がない人や、すでに人権問題はすべて解決してしまっているとの認識を持っている人の割合は増加しています。さまざまな人権問題に対する正しい知識を身につけ、違いを認め合い、尊重し、共生していく社会を築いていかなければなりません。

「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識は解消されつつありますが、依然として家事や育児、介護は女性が担う場合が多く、女性が自分で人生の選択ができない状況の解消には至っておらず、こうした社会背景もあり、ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナー、交際相手等からの暴力)の相談は少なくありません。ドメスティック・バイオレンスの原因として、性別に関連する社会通念や男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。性別に関わりなく、誰もが社会の対等な構成員として、その能力を十分に發揮しながら、責任を担って協力し合うことが求められています。

本市の住民基本台帳に記載される外国人は年々増加しており、特に技能実習生の増加は顕著です。また、在留期間が無期限の永住者の人数も年々増加

し、緩やかな定住化の傾向も見られます。国籍に関わらず外国にルーツを持っている人は、言葉が通じないことでコミュニケーションがとりにくい、生活に必要な情報を得にくく、文化や風習の違いによって生活しづらいといったさまざまな悩みを抱えている場合があります。しかし、国際交流・多文化共生に関する市民の意識は高いとは言えず、関係機関や関係団体との連携・協力体制も十分ではありません。生産年齢人口の減少や高齢者の増加が続くことにより地域を支える人材の確保が困難になるなか、誰もが国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、出身地やルーツに関わらず、安心して暮らし、地域の担い手としても活躍できるようなまちづくりが必要となっています。

## 5 地域保健・医療

健康でいきいきとした生活を送ることは、すべての世代の誰もが望む願いです。「人生100年時代」と言われるように本市の100歳以上の人口も年々増加し、健康寿命も男女ともに延びてきています。人生100年時代を健康で豊かに生きていくためには、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防などに努めながら、主体的に健康づくりを取り組むこと、その取組を社会全体へ広めていくことが重要となります。

令和22(2040)年頃には団塊ジュニア世代が高齢期に入り、さらに高齢化率が上昇することが予想され、社会保障の経費の増大が懸念されます。本市の国民健康保険被保険者の一人当たり医療費は年々増加し、全国平均や福岡県平均より高い値で推移し

ており、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病関連疾患が多くを占めています。生活習慣病は予防が可能であり、その発症及び重症化予防に取り組むことが必要です。生活習慣病のなかでも今後は、特に高齢化に伴い糖尿病患者が増加すると考えられ、糖尿病が骨粗鬆症や認知症に関連があること、要介護(支援)認定者の新規認定に至った原因疾患が、認知症、骨折、筋骨格系疾患、脳血管疾患が多いことからも、糖尿病の発症及び重症化予防が最優先の課題と考えられます。また、日本人の死因の第1位であるがんの罹患率は、本市でも年々上昇しています。特に若い世代のがん罹患は、肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質の低下にもつながると考えられます。

本市では、地域の公民館等を拠点に健康づくりを進める「ヘルス・ステーション」の設置や「歩いてん道」を活用した地域ウォーキングの開催、大学と連携した市民の健康づくりの推進、健康づくり等関連サポートーの育成、「健康チャレンジ10か条」の普及啓発など、市民が生涯にわたって生きがいを持ち、健やかな生活を送るための支援に取り組んでおり、今後も、地域やさまざまな主体と連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支える必要があります。また、かかりつけ医・歯科医を持つことにより、市民が安心して健康について相談でき、病気の早期発見・早期治療など適切な対応につなげることができます。

感染予防、症状の軽減及びまん延防止のための予防接種の効果や公衆衛生の向上により、全国的に感染症の罹患者数は減少していますが、結核や麻疹、風疹等については、海外からの渡航者や予防接種未接種者を中心に集団感染が起こっています。さらに新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への迅速で適切な情報提供や対応が求められています。

## 6 高齢者福祉

本市の高齢化率は、全国平均や福岡県平均より低いものの年々上昇しており、令和27(2045)年頃まで上昇し続け、75歳以上の後期高齢者の増加に伴う一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、医療・介護サービスが必要な要介護(支援)認定者の増加も予測されます。

多くの高齢者は、介護が必要になっても自宅で暮らすことを望んでいます。住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送るために地域の支え合いや助け合いが必要だと考えている高齢者が多くいる一方で、そのような支え合いや助け合いがないと感じている人も少なくありません。本市では、自宅でできる介護予防として「家トレ」、運動や音楽を通じた介護予防として「いきいきボールンピック」や「生き生き音楽交流会」などの活動が行われており、介護を必要としていない高齢者も多くいます。今後は、高齢者自身が身近な地域での健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、豊かな知識や経験を活かして地域の担い手となるなど、地域住民や各種団体が互いに連携・協力して支え合い活動を充実させ、地域の課題解決につなげていくことが必要です。

高齢者が増加し続けるなか、生活困窮や80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題などの相談も増えてきており、今後さらに、複雑化・多様化した問題の顕在化、老老介護や介護の担い手不足、介護者の負担の増加などの課題も深刻化していくものと考えられ、分野を超えて関係機関が連携し、支援していく必要があります。認知症高齢者の大幅な増加も懸念されるなか、本市では市内の全小・中学校や企業、地域で認知症サポーター養成講座の開催などに取り組んでおり、今後も認知症に対するさらなる理解促進や認知症の人とその家族を支える仕組みづくりが重要となります。



## 7 障がい者福祉

本市の身体障がい、精神障がい、知的障がいにより障がい者手帳を所持する人は増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は大幅に増加しています。障がいを理由に差別を受けたと感じている人が依然としており、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人はその割合が高く、障がいや障がいのある人についての理解促進は課題となっています。

障がい福祉サービスの利用や相談件数は増加しています。特に、発達障がいの認知や早期発見が進んだことなどから、障がい児の通所サービスの利用は大きく伸びています。また、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもの増加が見込まれ、その看護や介護を担う家族の負担軽減も必要となっています。障がいのある人が日々の暮らしのなかで直面する課題は移り変わり、本人やその家族のニーズも変化していきますが、適切な医療や障がい福祉サービス等の支援につながっていない人や、世帯のなかで、障がいだけでなく、家族の高齢化、経済的な困窮など、複雑化・多様化した課題を抱えている状況もみられ、それぞれの障がいの特性や生活のしらずさに応じた支援、分野を超えた連携が必要とされています。

障がいのあるなしに関わらず、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し、自己実現が可能な社会が求められるなか、「働く」ということは、社会参加の機会となることに加え、自立や生活の安定にもつながります。本市では近隣自治体やさまざまな関係機関と連携し、模擬合同面接会や職場体験、事業所向けセミナーなど、障がいのある人の雇用・就労の促進に取り組んできました。現在就労をしていない障がいのある人のなかにも、就労を希望している人がおり、今後も障がいのある人の就労促進に向けた取組を一層進めていく必要があります。

趣味や生きがいを持ちたいと望む障がいのある人も多くいますが、余暇活動をするうえでは、一緒に活動する仲間がないことや、活動についての情報が不足しているという課題もあります。障がいのある人が地域で生活していくうえで、障がいのある人同士やその家族同士の出会いや交流は重要であり、さまざまな場面で活動に参加できる機会づくりを進める必要があります。

## 8 地域福祉・自立支援

少子高齢化の進展、核家族世帯や単身世帯の増加などを背景に、地域とのつながりが希薄化していると感じている人や、生活するうえでの困りごとを抱えている人が増えており、ひきこもりや8050問題など、社会的に孤立し、支援につながらないまま、高齢の親の介護サービス利用をきっかけに問題が顕在化することもあります。

育児や介護の悩み、失業、借金、生活困窮など、市民が抱える課題は複雑化・多様化しており、従来の子育て、障がい、介護といった分野別の支援体制では対応が困難になっています。また、これらの課題を抱える市民が、誰にも相談できないまま社会的に孤立し、必要な公的支援・福祉サービスを受けることができずに、精神疾患を抱え、自殺に追い込まれることもあります。

高齢者のみの世帯の増加に伴い、ごみ出しや買い物など普段の生活のなかで困りごとを抱える世帯が増加しています。また、民生委員・児童委員をはじめ地域を支える担い手の確保も課題となっています。複雑化・多様化するニーズに対応するためには、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民がそれぞれの役割を持ち、自助・互助・共助・公助により連動しながら、ともに支え合うことのできる地域社会の実現が求められています。

景気動向や社会情勢の変化による失業、高齢、病気、障がいなどによる就労困難、無年金・低年金などが原因で経済的に困窮する世帯のなかには、利用できる制度を知らないまま問題が深刻化してしまうケースもあるため、早い段階で必要な支援につなぎ、解決に導くコミュニティソーシャルワーカーの活動が始まっています。また、就労による自立を望む市民が、就職のための情報提供を受け、就労に必要な知識を習得し能力を向上させることができるよう、支援が必要です。特に子どものいる家庭については、子どもの将来が、生まれ育った環境で左右されることがないよう世代を超えた貧困の連鎖を断つことが求められています。

## 9 商工業・観光

本市は都市近郊にあり交通の利便性も高いことなどから、これまで製造業を中心として多くの企業の立地が進んできました。これらの企業は、市の安定した税収や多くの雇用を生み出しており、市の発展に大きく寄与しています。一方で、工業団地内はもちろんのこと市内には工業用の空き用地がなく、既存企業が事業を拡大するための事業用地の取得が困難となっています。また、本市を含む管内の求人倍率は比較的高い状況が続いているが、一方で充足率は年々減少傾向にあり、労働力不足が顕著となっています。これらは、企業の生産活動において必要な要素である土地と労働力が不足していることを示しており、企業の継続的な発展の妨げとなっています。

商業においては、これまでJR古賀駅西口周辺を中心として商機能の場が形成されてきましたが、近年小売業が減少傾向にあります。これは、近隣市町に大規模集客施設の立地が進んだことや、インターネットを利用した消費スタイルへの変化などが要因として考えられ、かつてあったにぎわいの場が失われつつあることを意味しています。古賀市の玄関口であり、都市機能の中心の場であるJR古賀駅周辺を中心として商機能の活性化を図るために、過去に戻る再生ではなく、環境の変化に対応した新たな取組をそれぞれの事業者が主体的に行っていく必要があります。

働き方の多様化、ICTの進展などを背景に、将来的成長産業につながる起業支援、既存事業者のイノベーションの支援などに取り組み、地域の産業を活性化することが必要です。

本市には、白砂青松の美しい海岸松林や国史跡船原古墳等の文化的資源、観光農園、温泉など、観光資源が多く存在しているものの観光客数は減少傾向となっています。地域資源を効果的に生かせるような特産品の開発など、市の認知度向上とともに事業者が観光で稼げる観光振興策が求められています。

## 10 農林業

農地や森林は、洪水や土砂災害防止等の国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観など重要な多面的機能を有しており、農林業振興以外の面からもその保全が重要です。

本市の農業は、農家の高齢化と農業収入の減少や労働条件の厳しさによる後継者の離農などにより、担い手不足の問題が顕著になってきています。その結果、農家数・農業就業人口の減少、経営耕地面積の減少や耕作放棄が続き、農業用施設(水路・ため池・農業用道路等)の管理が困難になることも懸念されています。また、有害鳥獣による農作物被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になることから農業経営に深刻な影響を及ぼしています。

農地を保全し、農業振興を図るために、農業の魅力を向上させて稼げる農業を確立し、農業収入を増加させることによる担い手の確保、農業生産基盤の整備・管理、農業の生産性向上などが必要です。本市においても、農外からの新規参入の増加や新しい感覚を持った後継者が観光農業や大規模経営に取り組むなど、明るい兆しが見えてきています。

食料供給はもちろん、農産物を摂取することによる健康増進効果、地元の農産物や郷土料理の理解促進、自然の恩恵に対する敬愛など、農業よりもたらされる多様な効果が期待されており、生産者も消費者も、お互いが地域経済の一員として、豊かな恵みを次世代に引き継いでいくため、農産物の消費拡大や地産地消の推進、生産者と消費者の交流による農業への理解促進などに取り組む必要があります。

本市の林業は、木材価格の低迷、林業者の高齢化や後継者不足により林業従事者が少ないとから林産物の拡大は困難な状況にあります。また、民有林のほとんどは零細所有で、所有する山林の場所を把握していない地権者が多く、森林の荒廃が進んでいます。森林保全のため、林業経営が可能な森林は林産物の生産に向けた取組を継続するとともに、林業経営が困難な森林は間伐等の手入れや天然林化が必要です。



## 11 都市基盤

福岡都市圏に立地する本市は、昭和40年代以降、花鶴丘地区などの土地区画整理事業による大規模な住宅地開発が行われ、人口増加の受皿となる良好な住環境が整備されるとともに、今在家工業団地をはじめとした工業団地の造成により工業地が集積され、市街地の量的拡大が進みました。

住宅地開発により人口は増加しましたが、人口減少社会を迎えるにあたり、空き家の増加や地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。また、計画的な開発が行われていない住宅地では、狭あいな道路が多くあります。管理の行き届かない空き家の増加により、身近な生活環境に支障が生じる事案も発生しています。

都市計画区域外では、特定用途制限地域の指定により用途混在は抑制されるようになりましたが、小規模な住宅地開発は増加傾向にあります。

広域交通の要衝としての優れた交通利便性からこれまで工業団地に製造業や物流業など多くの企業が立地し、職住が近接する市街地が形成されてきました。企業の進出需要は引き続き高いにも関わらず、新たに産業を受け入れるための大規模な未利用地が不足しており、新たな産業用地が求められています。

本市の中心拠点であるJR古賀駅周辺では、西口は本市唯一の商業地域であるにもかかわらず高層

住宅が立ち並ぶ一方で、商店街のシャッター街化、空き地や駐車場による都市のスponジ化が進み、にぎわいが低下しています。東口は、立地する工場の生産活動と住宅が中心で、にぎわいの基本となる商業機能は集積していません。

今後は、市全域を俯瞰した都市づくりの視点を持ち、居住機能と商業、医療、福祉などの都市機能の適正な配置により人口密度を維持し、人口減少への対応だけでなく、産業力の強化や防災・減災対策などの諸課題に対応することが必要となっています。

公園は、健康づくりや子どもの遊び場など市民の憩いの空間としての機能や、地震等災害時の地域の緊急避難場所としての機能を有しています。今後も、公園の使い方や美化、遊具などの施設のあり方について、地域住民の意見を取り入れながら、ともに維持していくことが必要です。

都市計画道路等の幹線道路については、広域幹線道路である国道3号、国道495号、主要地方道筑紫野・古賀線や九州自動車道・古賀インターチェンジを骨格としながら、住宅地や工業団地などからJR鹿児島本線の3駅へのアクセス性の確保や円滑な市内移動のために整備を進めています。今後も、市民の利便性の高い生活や事業者の円滑な経済活動を支える安全・安心な道路網の構築が必要です。

上水道は、昭和30(1955)年に水道事業を開始しており大根川や古賀ダムからの取水、福岡地区水道企業団及び北九州市からの受水により安定的に供給しています。水道施設については、老朽化に伴い管路経年化率が悪化を続けており、受水により施設利用率が低くなった浄水場も更新時期を迎えています。今後は、浄水場のあり方を含め、福岡都市圏との広域化を進めながら将来に向けて安全で安定的な経営を図る必要があります。

下水道は、昭和41(1966)年に公共下水道事業を開始し、以降、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業とあわせて、施設の整備を進めてきました。下水道施設については、管路や汚水処理施設の老朽化が進行するなか、施設の更新とあわせて統廃合、再構築などによる最適化を推進する必要があります。また、下水道事業は、平成31(2019)年4月から公営企業会計を導入するとともに、体制の見直しや事務の効率化に努めてきましたが、公営企業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増すことが予想されます。今後も経営の見える化を推進し、経営戦略の改定や使用料の適正化等、経営改善に向けた取組を実施することで、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保する必要があります。

## 12 公共交通

市内には、JR鹿児島本線が博多・久留米方面と折尾・小倉方面とを南北方向に結んでおり、古賀駅、千鳥駅、しお駅の3駅がありますが、古賀駅での利用が過半数を占めており、古賀市の玄関口となっています。

市内の路線バスとして、西鉄バス古賀市内線があり、市内の各地域を結び、東西方向の移動手段として機能していますが、利用者数は減少傾向にあります。また、古賀駅とコスモス館の間を運行している公共施設等連絡バス「コガバス」は、市役所、サンコスモ古賀等の公共施設や沿線の病院などへのアクセス手段として利用されており、その利用者の大半は高齢者となっています。

市街地から離れた地域の市民は、地域内で利用できる医療施設・商業施設が限定されており、日常生活を送るうえで市街地への移動が必要です。また、通勤・通学などのために市外への移動が必要な市民は、JRの駅へのアクセスが必要です。特に高齢者や障がい者、学生など自家用車による移動が困難な市民は、公共交通機関の利用が重要です。

その一方で、西鉄バス古賀市内線及びコガバスの利用者数は伸び悩み、収支率も低迷し、路線バスを維持するためには多額の財政負担が必要な状況です。さらに、運転士の高齢化や免許所持者の減少などを背景に、公共交通の重要な担い手であるバス交通は、運転士不足が進行しており、バス路線の維持がさらに困難になることが予測されます。

今後、高齢化の進展により移動が制約される交通弱者の増加が続くと予測され、公共交通に対する需要は拡大することが見込まれることから、市民の移動ニーズを満たしながら、持続可能な公共交通を実現するため、交通に関する新たな技術・システムの活用を含めた検討が必要となっています。



## 13 防犯・交通安全・防災

本市では、自主防犯団体が児童の見守り活動や防犯パトロールなど地域が主体となった防犯活動に取り組んでいることなどから、犯罪認知件数が減少しており、犯罪発生率も県や国と比較して低い水準にあります。犯罪認知件数に占める割合は窃盗犯が最も多く、近年は暴行や傷害を含む粗暴犯及び特殊詐欺を含む知能犯の割合が増加傾向にあるほか強制わいせつなどの性犯罪も発生しています。全国的にみると犯罪認知件数は減少しているものの、高齢化率の上昇に比例するように刑法犯検挙数に占める高齢者の割合も上昇しています。高齢者による犯罪要因については、経済的困窮だけでなく、孤独感や孤立感も指摘されており、高齢化の状況を踏まえた対策が重要です。

消費生活に関する相談件数は増加傾向にはないものの、常に新たな消費生活のトラブルが発生し、相談がなくなることがない状況です。近年はスマートフォンの急速な普及等により運輸・通信サービスに関する相談が増加しています。

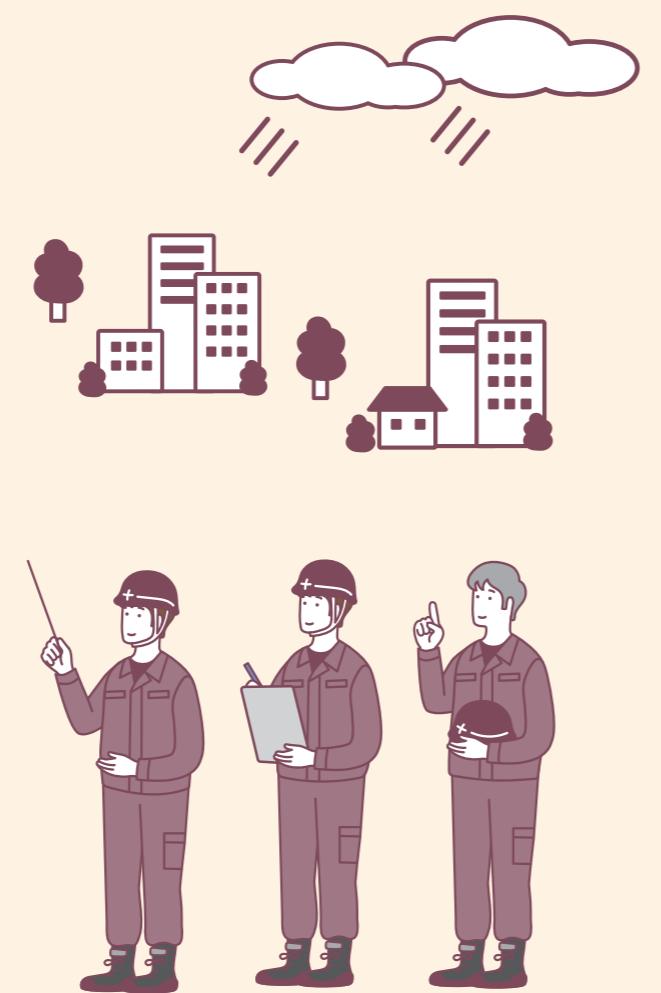
本市では、警察や柏屋地区交通安全協会古賀支部などの関係機関と地域住民が連携し、交通安全の啓発に取り組んでいることなどの効果もあり、交通事故件数は減少しており、単位人口当たり事故件数は県平均よりも低くなっていますが、国平均と比べると高い水準です。自動車先進安全技術の進展や交通安全施設整備などに伴い、今後も交通事故件数の減少は続くと予測されます。高齢者関連事故件数は緩やかに減少しているものの、事故件数全体に占める割合は増加傾向にあります。また、子どもの事故件数の割合は県平均を上回っています。飲酒運転による交通事故は、全国的に大幅に減少しましたが、近年は下げ止まりの傾向にあります。今後は、交通事故の被害に遭いやすい子どもや高齢者、増加する高齢免許保有者に対する交通安全対策が重要です。

本市では近年、河川の氾濫を伴うような大きな風水害は発生していませんが、豪雨や台風による河川、道路、建築物等施設の損壊や住宅等への浸水、土砂災害などが発生しています。今後は、地球温暖化の影響により、風水害の規模の拡大や発生回数の増加が懸念されます。また、人的被害を伴う地震や津波に関する記録はありませんが、災害想定としては西山断層を震源とした地震において、広い範囲で震度6強が想定されています。昭和56(1981)年の建築基準法の改正で新耐震基準が定められたことから、今後、それ以前に建築された住宅の建て替えが

進み、住宅の耐震化がさらに進む見込みです。環境要因や新たな知見により変化するこれらの災害リスクに対応するため、国土強靭化地域計画の策定とそれに基づく対策が必要です。

地域の消防防災の重要な担い手である消防団員は、全国的な傾向と同様に減少を続け、減少率は全国平均を大きく上回っています。また、消防団員の高年齢化も進行しています。地域住民による組織的な防災活動の担い手である自主防災組織はすべての自治会で設立されていますが、積極的に活動する組織がある一方で、活動が活発でない組織もあり、状況が二極化しています。今後も高齢化や地域社会の希薄化などの社会情勢の変化により、自主防災組織や消防団など地域防災の担い手の減少が懸念されます。

また、居住地の災害想定や災害発生時の避難行動など、基本的な防災知識が低い水準にとどまっています。災害時に適切な行動がとれるよう、防災・減災意識の向上が重要です。



## 14 環境

少子高齢化・人口減少社会を迎え、年少人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。これは環境面でも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加することで、生物多様性が低下し、自然災害の発生リスクが高まるなど、環境・経済・社会の課題は相互に密接に連関し、複雑化してきます。

本市は、河川や海水の水質、自動車騒音等の環境調査測定の監視では公害の発生はありません。しかし、市民からは野外焼却や騒音、水質汚濁、管理不良の土地や空き家に起因する雑草・樹木の境界越境など、身近な生活に関わるさまざまな相談が寄せられています。特に、犬や猫などに関する相談・苦情は多く、本市では、地域猫活動の推進により飼い主のいない猫の対策に取り組んできましたが、近年、犬や猫などの飼育に関する問題だけではなく、地域からの孤立や生活困窮、ペットの飼い主の高齢化など、さまざまな問題を抱えるケースも増えており、市民ボランティアや事業者と連携して「ペットと暮らすシニアの備えサポート」にも取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症や狂犬病、鳥インフルエンザなど、人と動物の共通感染症は多数あり、相互に関係し合う、人の健康、動物の健康、環境保全に関する取組が感染症を防ぐこともあります。

本市では、啓発によるごみの発生抑制、分別収集や資源回収ボックスの設置による資源化の推進などに取り組んでいますが、家庭から排出される一人一日当たりごみ処理量は増加傾向にあり、さらには、不法投棄がさまざまな場所で発生するなど環境への負荷が高まっています。ラブアース・クリーンアップや大根川一斉清掃などの市民ボランティアや地域による環境美化活動が盛んに行われ、ごみ処理やリサイクルに関する市民の意識や関心は高まってきていますが、高齢化の進展や1世帯当たりの人員の減少と世帯数の増加に加え、生活様式の変化により、ごみ処理量の削減が困難になることも予想されます。

し尿処理施設である海津木苑では、臭気や水質などの技術的な対策により、周囲の環境にも配慮したし尿の適正処理を行うとともに、し尿処理施設に対する偏見等を解消するための啓発にも力を入れてきました。し尿等の適正処理を将来にわたって安定的かつ効率的に行うとともに、循環型社会の形成に寄与するため、令和3(2021)年度から汚泥

再生処理センターの建設に着手しており、財政的にも安定した運営が求められています。

本市は、玄海国定公園に指定されている白砂青松の海岸線、市内を流れる河川、中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系、ホタルの舞う薬王寺周辺など自然に恵まれた地域です。しかし海岸松林は、地権者の所在が明らかでない土地があるなど、所有者による適正管理が困難な状況です。また、森林のうち民有林は、所有者による整備が見込まれず、荒廃森林が広がりつつあります。

人は、多くの生物とのつながりのなかで、酸素や水、食料などの供給、災害の防止や気候調節、レクリエーションの機会の提供、郷土料理など、生物多様性が生み出すさまざまな恵みによって豊かに暮らしております。これらの恵みは将来へ引き継いでいかなければなりません。本市では、ツクシオオガヤツリ、カスミサンショウウオ、ニッポンバラタナゴなど、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅のおそれのある生物が確認されていますが、ペット飼養の放棄、遺棄などにより増えたと思われるブルーギルやアカミミガメ、オオクチバスなど、多くの外来生物による生態系などへの影響が懸念されます。本市の豊かな自然や生き物を将来へ引き継ぐため、古賀市環境市民会議「ぐりんぐりん古賀」との連携による希少種の保全や外来種の駆除など、市民、地域、市民団体等さまざまな主体と連携した保全活動を行っています。一方で、環境保全に取り組んでいる団体等の高齢化や担い手不足は課題となっています。

地球温暖化による気候変動は、海面水位の変化、洪水や干ばつ、生態系への影響、食料生産や健康への影響など、国境を越えて人の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えていました。産業部門、業務部門、運輸部門においては、企業の「環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)」を意識したESG関連事業の拡大などにより、二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、家庭部門の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、削減の強化が必要です。本市では楽しく快適な省エネルギーを拡げていくため、「うちエコ診断」や全小学校でのグリーンカーテンの育成を通じて地球温暖化などの環境問題について学ぶ授業を行っており、今後も家庭での省エネルギーを促進するための啓発・教育を充実させていく必要があります。

## 15 コミュニティ活動・行政経営

価値観の多様化やライフスタイルの変化、市民相互のつながりの希薄化、高齢化の進展などにより、自治会の加入率は減少傾向にあり、地域活動に参加する意向のない市民も多くいます。地域活動の担い手は限られ、その担い手がそれぞれの自治会、地域活動団体等に分散している状況にあり、公益活動を行う市民活動団体等でも担い手の固定化や高齢化、後継者不足などの課題に直面しています。今後、担い手が減少していくれば、活動できなくなる自治会、校区コミュニティ、市民活動団体等の増加が懸念されます。一方で、地域の清掃活動等への小中学生の参加や高校生や大学生による地域課題の解決に向けた活動など、若い世代が地域の担い手として活躍する場面が増えてきています。市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、世代や地域、団体の枠を超えて積極的にまちづくりに参画し、協力し合うことが求められています。

少子高齢化の進展、市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化により、自治会、校区コミュニティ等の地縁型組織だけでは解決できない地域課題も増えつつあり、市民活動団体、事業者、教育機関などが交流や活動参加の裾野を広げ、子育て、教育、福祉、防犯、防災、環境などのさまざまな分野において、地域の課題解決に積極的に取り組むパートナーとなり活動することが求められています。

市民が住み続けたいと思えるまちを実現するためには、市民、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者などさまざまな主体がまちづくりにおいて期待されるそれぞれの役割を理解し、連携、実践できる環境が整備されていかなければなりません。そのため、行財政運営に係る情報を、広報紙はもちろんのこと、パソコンやスマートフォンなど多様な媒体を通じ、ホームページや電子メール、SNSなどの情報メディアを活用するとともに、効果的かつ正確、迅速に市民等と共有する必要があります。さらに、本市の魅力を市内外に発信し理解を深めることで、シビックプライド（市民の誇りや愛着）を醸成するとともに、関係人口や定住人口の増加につなげていく必要があります。

近年の財政状況に鑑みると、子育て支援の拡充や高齢者人口の増加に伴い、扶助費をはじめとする義務的経費が増加しています。また、公共施設の老朽化に伴う維持管理コストが増加しています。

安全・安心な市民サービスを提供し続けるため、公共施設の維持改修等を行うことは重要ですが、将

来必要となる費用は市の財政に大きな影響を与えることが懸念され、需要の変化や管理状況を把握し、計画的に維持管理を行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図る必要があります。また、障がいのあるなしや年齢等に関わらず、誰もが地域で安心して暮らしていくための環境整備として、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりにも取り組んでいく必要があります。

ICTの発展、普及に伴い、多くの市民がインターネットを介してさまざまなサービスを利用できる環境が整備されてきました。このため、ICTを活用した行政内部の業務効率化はもちろん、情報セキュリティの確保や情報弱者への配慮を図りながら、行政手続きのオンライン化などデジタル社会に対応した行政サービスを充実する必要があります。

将来に向けて、複雑化・多様化した課題に適切に対応し、安全・安心で活力ある地域を維持・向上させるためには、自主財源の安定的な確保と限りある財源・職員・公共施設などの経営資源の効率的・効果的な活用による費用対効果の高い施策・事業の展開が求められています。



## 第4章 重要政策課題

本市が置かれている状況を踏まえ、今後のまちづくりに向けた全政策分野に大きく影響する重要政策課題を以下のとおり設定します。

なお、重要政策課題は、相互に関連・影響するものであり、すべての政策の効果を連動させながら、同時に解決していくことが重要です。

### 1 人口減少社会の到来への対応

日本でも有数の成長を続ける福岡都市圏に位置する本市は、これまで人口の増加を中心に成長を続けてきました。しかし、近年は少子化による自然減の影響から人口増加の速度が鈍化し、今後、生産年齢人口の減少と高齢者のさらなる増加による超高齢化が進むことが予測され、まちの活力の維持・向上の観点から、人口減少が始まる時期を可能な限り先延ばしすることが重要です。

そのため、少子化対策としての妊娠・出産・育児に対する支援強化はもちろんのこと、市民の市外への転出抑制や市外から市内への転入促進を強化するとともに、高齢化が進展する地域のコミュニティの維持などに取り組む必要があります。

### 2 産業構造の変化への対応

本市は、広域的交通の利便性を活かして、これまで食料品製造業など多くの企業が立地し、産業の活性化や雇用の創出に大きな貢献を果たしてきました。しかし、社会経済のデジタル化やグローバル化の進展、福岡県及び九州圏の人口減少と生産年齢人口の減少に伴う働き手の減少など、産業を取り巻く環境が大きく変化し続けています。

そのため、将来にわたって市内の産業活力を維持・向上させるためには、これらの環境の変化に伴う産業構造の変化に対応しながら、市内企業の収益の維持・拡大や、市内への新たな企業の立地を促進する必要があります。

### 3 社会経済状況の変化への対応

減少を続ける人口とそれに伴う経済構造の変化、超高齢社会の進展など、日本の社会経済は世界に類を見ない状況に変化し続けています。一方、テクノロジーの発展とそれに伴うSociety5.0の実現は、産業や市民生活、行政活動に大きな影響を与えます。

そのため、将来の社会経済構造の変化やテクノロジーの発展・普及の状況を適切に予測しながら、事業者の経済活動の促進や市民生活の利便性向上、行政活動の効率化・サービス向上に取り組む必要があります。



# 第 2 編

---

## 基本構想

---

第 1 章 将来像

---

第 2 章 まちづくりの方向性

---

第 3 章 施策の大綱

---

# ひと育つ こが育つ

人がまちを支え  
まちが産業を支え  
産業が人を支え  
みんなが育つ  
未来に向かって育ち続けるまち



## 基本目標

**すべての人が尊重し合い  
未来を拓く子どもたちが輝くまち**

一人ひとりが個性を認め合い  
子どもたちの育ちと学びをまちぐるみで支え  
誰もが心豊かに自分らしく生きられるまちをめざします

**すべての人が地域で支え合い  
健やかに暮らせるまち**

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も  
誰もが生きがいを持ち住み慣れた地域で支え支えられ  
健康で安心して暮らせるまちをめざします

**産業が暮らしを支え 地域をつなぎ  
すべての人が豊かさとにぎわいを感じられるまち**

豊かな自然や優れた交通利便性を活かし産業が地域経済を支え  
まちに活力を生み出すとともに人々の交流が新たな魅力を創り出し  
活気とにぎわいにあふれるまちをめざします

**都市基盤と環境が調和し  
すべての人が快適で安心して暮らせるまち**

都市と自然が調和した土地利用のもと  
居心地がよく利便性の高い暮らしを実現し安全な都市基盤に支えられ  
将来にわたり誰もが安心して暮らせるまちをめざします

## 基本構想の推進のための指針

**すべての人がつながり 考え 創る  
みんなが主役のまち**

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと  
多様な主体が互いを信頼し協力し合いまちづくりを進める  
みんなが主役のまちをめざします

## 1 基本指標



### まちづくり指標（主観指標）

令和元（2019）年度に実施した「まちづくりに関する市民アンケート調査」の結果をもとに、「住みよさ指標」「定住指標」の二つの指標を設定します。

#### 住みよさ指標

古賀市は住みやすいと  
感じる人の割合

**74.2%** 上昇

令和元（2019）年度

令和13（2031）年度

#### 定住指標

今後も古賀市に住み続けたいと  
考える人の割合

**59.7%** 上昇

令和元（2019）年度

令和13（2031）年度

### 想定人口（客観指標）

本市の人口は、近年緩やかな増加傾向が続いている。令和2（2020）年9月末現在の人口は59,694人とほぼ6万人規模に達していますが、第2期古賀市人口ビジョンでは、令和7（2025）年をピークに減少に転じ、その後は緩やかに減少していくと予測しています。

国全体において人口減少・高齢化が進展するなか、本市が将来的な人口減少社会における課題に立ち向かい、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、子育て世代にとって魅力的なまちづくりや、企業立地による税収の確保と雇用の創出、既存ストックを有効活用した計画的・効率的な人口集積などの施策を推進し、現在の人口規模を可能な限り維持することが望ましいことから、想定する人口規模を6万人とします。



## 2

## 土地利用構想

都市イメージの実現や基本目標の達成に向け、土地利用構想を以下のとおり定めます。

### 市の玄関口に相応しい魅力ある空間の整備

JR古賀駅周辺地区では、住宅・商業・医療・教育・文化などにぎわいを創出する多様な機能を集積しながら、歩いて回遊できる居心地の良い空間や特徴的な街並みの形成をめざすとともに、市の玄関口に相応しい魅力を高め、その効果が市全体に波及するよう取り組みます。

### 都市の活力の基礎となる産業用地の確保

広域的交通の利便性を活かして産業を集積し、都市の活力やにぎわいをより高めていくため、おおむね主要地方道筑紫野・古賀線沿線から国道3号の間と九州自動車道古賀インターチェンジ周辺の適地において、産業用地への土地利用転換を計画的に進め、企業立地を促進します。

### 安全・安心で活力ある生活を支える居住地域の形成

効率的・効果的な都市機能や居住機能の立地の適正化を推進し、すべての市民が安全・安心な生活を送ることができるコンパクトで利便性の高い市街地の形成を推進します。

少子化や人口流出などにより活力が低下している市街化調整区域では、既存集落において適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図る一方、市街化区域外における大規模な住宅開発は見合わせることで、人口減少や少子高齢化社会に対応した持続可能なまちの形成を推進します。

### 海と山の豊かな自然や良好な農林業環境の保全

市民共有の財産である白砂青松の海岸線や犬鳴山系の山並みなど豊かな自然環境を保全し、次世代へ継承していきます。

効率的で高収益な営農環境の維持形成を図るために、生産性の高い農地を保全するとともに、まとまりのある優良な農地を確保します。

森林を健全に整備し、将来的な林業利用を図るとともに、林業経営に適さない森林は自然に近い森林に誘導し、水源涵養や防災など多面的機能を維持していきます。



# ひと育つ こが育つ



人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え  
みんなが育つ  
未来に向かって育ち続けるまち

すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち

## 子育て支援の充実

- ▶ みんなで見守る子育て支援の推進
- ▶ 子育ての経済的負担の軽減
- ▶ 幼児教育・保育サービスの充実

## 学校教育の充実

- ▶ 未来を切り拓く教育の充実
- ▶ 学校教育施設の充実

## つながりを深める学ぶ機会の充実

- ▶ 青少年が健やかに育つ環境の充実
- ▶ 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進
- ▶ 豊かな心を育む文化芸術活動の促進
- ▶ 郷土愛を育む文化財の保存・活用
- ▶ 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進
- ▶ 学び合いを支える社会教育活動の活性化

## 人権と多様性の尊重

- ▶ すべての人権の尊重
- ▶ 性別にとらわれない多様な生き方の尊重
- ▶ ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進
- ▶ 自分らしく暮らせる多文化共生の推進

すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち

## 地域保健の推進と医療との連携促進

- ▶ 人とまちの健康づくりの推進
- ▶ 保健の充実と医療連携

## 介護予防と高齢者福祉の推進

- ▶ みんなで支え合う介護予防の推進
- ▶ 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実

## 障がい者福祉の推進

- ▶ 地域で安心して生活するための支援の充実
- ▶ 自分らしさを發揮できる社会参加の促進

## 地域福祉の推進と包括的支援の充実

- ▶ 困ったときに頼り合える地域福祉の推進
- ▶ 自立支援の推進と包括的支援の充実

産業が暮らしを支え 地域をつなぎ すべての人が豊かさとぎわいを感じられるまち

## 商工業・観光の活性化

- ▶ 活気とにぎわいを創り出す商工業の活性化
- ▶ 企業立地の促進と新たな雇用の創出
- ▶ 魅力あふれる観光の活性化

## 農林業の振興

- ▶ 農地の保全と有効活用
- ▶ 持続可能な農業経営の推進
- ▶ 森林を守る林業の振興

都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち

## 良好な都市環境の形成

- ▶ 地域特性に応じた土地利用の推進
- ▶ 地域ニーズを踏まえた公園の整備・維持管理
- ▶ 快適な道路網の整備
- ▶ 安全・安心な水道サービスの持続
- ▶ 下水道の整備と経営基盤の強化

## 命と暮らしを守る対策の推進

- ▶ むらしの安全の確保
- ▶ 命を守る防災・危機管理の推進

## 環境の保全と継承

- ▶ 快適な生活環境の保全
- ▶ 資源を有効に活用する循環型社会の形成
- ▶ 環境と人と動物のよりよい関係を築く
- ▶ 動物愛護の推進
- ▶ 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ
- ▶ 自然環境と生物多様性の保全
- ▶ 私たちにできる地球温暖化の防止
- ▶ 「環」をつなぐ環境教育の推進

すべての人が つながり 考え 創る みんなが主役のまち

## 基本構想の推進

- ▶ みんなでつながる地域づくりの推進
- ▶ 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進
- ▶ 市民から信頼される持続可能な行財政運営

すべての人が尊重し合い  
未来を拓く子どもたちが輝くまち



政策1-1 子育て支援の充実

政策1-2 学校教育の充実

政策1-3 つながりを深める学ぶ機会の充実

政策1-4 人権と多様性の尊重



### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

みんなで見守る  
安全・安心な環境のなかで  
誰もが子育てを楽しみ、  
すべての子どもがいきいき育つまち

## 子育て支援 の充実

政策  
1  
1

### 施策とその方向性

#### 1 みんなで見守る子育て支援の推進

子育てに関する不安や悩みの増加、多様化に対応し、妊婦や子育て家庭が孤立することなく、子どもたちが地域のなかで健全に育っていくよう、妊娠・出産・育児に関する健診・訪問、子育てに関する相談対応、保護者同士の交流の促進、子育てを支援する市民や団体の活動の促進、地域ぐるみの体験活動の充実などにより、出産前から子どもの自立まで切れ目ない支援を推進します。

家族の介護や世話などにより自らの育ちや学びに影響を受ける子どもの支援や虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、福祉、教育、警察、救急、人権擁護、地域等の各関係機関との連携体制を強化します。

#### 2 子育ての経済的負担の軽減

ひとり親家庭や低所得世帯への支援、不妊治療の費用や子ども医療費の助成、教育にかかる保護者負担の軽減など、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子育て家庭の生活基盤を整えることにより、子どもの健やかで豊かな育ちを支えます。

#### 3 幼児教育・保育サービスの充実

保育を必要とする子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるよう、保育施設の定員数の確保や保育士不足の解消に取り組み、「待機児童ゼロ」を堅持するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や就園ニーズに対応した多様な保育サービスの提供など保育環境を充実させます。

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った認定こども園への移行等を支援することにより、子どもの五感を使った体験の推進など豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供を促進します。

### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

すべての子どもが自分の未来について具体的な将来像を描き、主体的な学びによって、自らの可能性を最大限に高め、人生を切り拓いていける「生き抜く力」を育めるまち

### 施策とその方向性

#### 1 未来を切り拓く教育の充実

未来を切り拓き、社会を生き抜く力や主権者として地域の課題解決を主体的に担う力を育むため、他者を思いやり、多様性を尊重した対話を通じて課題を見出し、解決するため行動できる人材を育成します。

ふるさと古賀への愛着や誇り、勤労観・職業観を醸成するとともに、AIやIoT等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0にも対応できるICT活用能力の向上を図るために、子ども同士や地域住民など多様な他者との関わり合いと個別最適な学びを充実させた学習指導を推進します。

子どもたちの学びと育ちをきめ細かく支え、豊かな心と健やかな体、確かな学力を育むため、全小・中学校・全学年における35人以下学級を実現するとともに、多様な人的配置を行い、一人ひとりが安心して学ぶことができる体制を確保します。また、特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を提供します。

学校と地域が主体的に連携し、お互いの役割を果たすことにより、子どもたちが地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、たくましく成長し、地域社会のなかで学び、活躍していくことができるよう、また、家庭環境や生活習慣などに起因する多様な課題の解決につなげられるよう、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを推進します。

#### 2 学校教育施設の充実

将来の児童・生徒数の変動を踏まえながら、老朽化した施設の整備・改修、バリアフリー化、学校生活環境の向上のための改修など、長期的な視点で計画的に安心・快適な学校施設を整備します。

Society5.0における教育を見据え、先端技術の活用による教育の質の向上に資するため、ICT利活用のための基盤の整備に取り組みます。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけること、地産地消など食を通じて地域を理解すること、郷土料理など食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解することなど、子どもたちが学校生活を楽しみながら、学校給食の多様な効用を享受することができるよう、学校給食センターの効率的な運営と必要な施設・設備の整備を行います。

## 学校教育 の充実

政策  
1  
1  
2



# 学ぶ機会の充実 つながりを深める

政策  
1  
1  
3

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、  
自主性と協調性を持って心と体が健全に  
成長しているまち

子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、  
社会教育、スポーツ活動や文化活動などを通じて、  
地域を中心に相互に学び合い、新たな社会課題に  
自ら進んで対応し、豊かに暮らせるまち

## 施策とその方向性

### 1 青少年が健やかに育つ環境の充実

子どもや保護者への相談事業、子育てを支援する団体や関係機関との連携など、青少年をとりまく問題に切れ目なく対応する環境づくりを推進します。

児童館・児童センターや学童保育所等の子どもたちの居場所の確保、放課後子ども教室や通学合宿など「生き抜く力」を育むための多様な体験活動や学習活動の推進、子どもたちが主体性を持って地域活動に参加し、次世代の担い手として活躍できる体制づくりなどに地域ぐるみで取り組みます。

### 2 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進

子どもから高齢者まであらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくり、仲間づくりやいきがいづくりができるよう、気軽に運動やスポーツに取り組める環境づくりと参加機会の拡充を図り、スポーツ活動を通じた地域での活発な交流を推進します。

### 3 豊かな心を育む文化芸術活動の促進

市民が文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び続け、将来文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることができる機会を充実させます。

文化団体と連携した取組や文化芸術活動の支援を通じ、市全体の文化力の向上を図り、担い手の育成を促進します。

### 4 郷土愛を育む文化財の保存・活用

国史跡船原古墳をはじめとする文化財や地域固有の歴史・伝統を継承するため、調査・研究や適切な保存を推進します。

文化財への市民の理解を深めることにより、ふるさとへの愛着や誇りを醸成するとともに、観光などさまざまな分野での文化財の活用を推進します。

### 5 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進

多様化する市民ニーズに対応し、年齢を問わず、幅広い世代の市民が図書館を利用し、その効用が得られるよう、読書、学習、情報入手などの機能向上や電子図書の充実等により、市民の暮らしに役立つ図書館サービスを提供します。

### 6 学び合いを支える社会教育活動の活性化

一人ひとりの人生を豊かにするため、ライフステージでの課題に応じて、自発的な学びを深め、広げる生涯学習を推進します。

生涯学習の中核的な施設であるリーパスプラザがより良質な文化芸術の発信拠点となるよう、施設面の改良や運用面の改善を図り、市民生活のすぐそばに文化芸術が息づく環境づくりに取り組みます。

市民が相互に学び合うことにより、孤立を防ぎ、お互いに支え合う自立した地域への成長を促すため、地域公民館活動を支援するとともに、家庭課題の解決や仲間づくりに関する学びの機会を提供し、学びの成果を地域課題の解決につなげる社会教育活動を活発化させます。

# 尊重 人権と多様性の

政策  
1  
1  
4

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

すべての市民が個性を認め合い、  
尊重し合いながら、  
誰もが社会の構成員として  
主体性を持って活躍するまち

## 施策とその方向性

### 1 すべての人権の尊重

年齢やジェンダー、障がいのあるなし、国籍などに関わらず、幅広く多様な人々を包摂するインクルーシブ社会の実現に寄与するため、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題について、すべての市民に関心を持ってもらえるよう、記憶や印象に残る人権意識の向上のための教育・啓発を推進するとともに、個別の人権侵害に適切に対応するため、関係機関と連携を強化し、相談・支援を充実させます。

### 2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重

男女の性差、性的指向や性自認に対する偏見や無理解により生じる生活上の不利益を解消し、誰もが自認する性を尊重され、自分らしく生きられるよう、性の多様性への理解を広めるとともに、多様な生き方を尊重する制度による支援を充実させます。

### 3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進

家庭や社会における固定的性別役割分担の意識の解消や実態の改善に向けた教育・啓発、テレワークなど在宅での働き方の普及や新たなデジタル技術の活用による家事・育児への参画促進、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、不安定な立場に置かれやすい女性の貧困・窮乏等への対応など、家庭、学校、職場、地域社会等、あらゆる分野での女性の社会参画と男女が対等な立場で暮らしやすく、働きやすい環境づくりを推進します。

性別に関する社会通念や慣習、経済的格差を背景とするドメスティック・バイオレンスを根絶し、誰もが社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍できるよう、啓発を推進するとともに、関係機関との連携強化による未然防止、被害者の保護・支援に取り組みます。

### 4 自分らしく暮らせる多文化共生の推進

出身地やルーツがどこにあっても、言葉や文化の違いによって悩むことなく安心して暮らしていくよう、さまざまな関係機関や関係団体との連携を強化するとともに、誰とでもコミュニケーションが円滑にとれるような支援や多文化共生に関する啓発を推進します。また、生活中に必要な情報を分かりやすく発信し、適切な情報とサポートを受けることができるよう支援します。

多くの世代が多様な文化や外国語に触れる機会の提供や多文化交流を促進し、国や地域を超えて協力できる国際感覚を醸成するとともに、文化の多様性を理解、尊重し合いながら、自分の住んでいる国や地域の魅力を深く知り、自分らしさを發揮してともに生きていけるような取組を推進します。



健やかに暮らせるまち  
すべての人が地域で支え合い



政策2-1 地域保健の推進と医療との連携促進

政策2-2 介護予防と高齢者福祉の推進

政策2-3 障がい者福祉の推進

政策2-4 地域福祉の推進と包括的支援の充実

# 介護予防と高齢者福祉の推進

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

心のふれあいや地域の支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるまち

## 施策とその方向性

### 1 みんなで支え合う介護予防の推進

高齢者が健康に生きがいを持って暮らしていくよう、地域での介護予防の担い手を育成し、身近な地域のつどいの場における運動や音楽等を通じた住民の交流や自主的な介護予防活動を推進します。

また、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するための支援を一体的に推進します。

### 2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実

高齢者やその家族が抱える複雑化・多様化した問題の解決に向け、包括的な相談体制を充実します。また、高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の普及、虐待防止に取り組みます。

認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活することができるよう、認知症に関する理解を促進するための啓発や人材育成、早期発見・早期対応のための体制強化などに取り組みます。

高齢者の困りごとの解消につながるよう、地域、ボランティア、企業、団体等のさまざまな主体が連携した支え合いによる地域生活の支援を促進します。

介護人材の育成やICTの活用、医療・介護・福祉の関係機関との連携強化などにより安定的に在宅医療・介護サービスを提供するための体制を確保し、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で本人が望む自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう支援します。

## 地域保健の推進と医療との連携促進

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

すべての世代の市民が自分の健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことで、生涯にわたって健康な生活を続けているまち

## 施策とその方向性

### 1 人とまちの健康づくりの推進

「自分たちの健康は自分たちでつくり・守る」という考え方のもと、自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身につけ、主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上に寄与することができるよう、情報発信や普及啓発の強化、健康について自ら学び実践する人材の育成などを通じ、市民一人ひとりにあった健康づくりを促進します。

市民が、学童期、青年期、壮年期、老年期など各ライフステージに応じた身体活動や運動、食育などを通じて健康づくりに取り組むことができるよう、地域や学校、企業、市民活動団体などと連携し、主体的な取組を活発化させ、健康を支える環境づくりを推進します。

### 2 保健の充実と医療連携

市民が健康的に暮らし続けられるよう、特定健診やがん検診の受診、かかりつけ医受診などの促進や保健指導の強化により、生活習慣病やがんなどの発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防につなげます。

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医と地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療や在宅介護の推進のためのネットワークづくり、休日診療体制の確保など、地域医療体制を充実させます。

市民生活に重大な影響を及ぼす感染症の発症予防とまん延防止を図るために、感染症に関する知識や情報等の周知啓発と迅速かつ適切な対応ができる体制を確保します。





## 地域福祉の推進と包括的支援の充実

### 障がい者 福祉の推進

政策  
2  
1  
3

#### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし、地域の一員として自分らしい生き方を選択できるまち

#### 施策とその方向性

##### 1 地域で安心して生活するための支援の充実

障がいのある人もない人も地域社会の一員としてともに暮らし、支え合うことができるよう、障がいや障がいの特性に応じた配慮についての理解を促進するとともに、差別の解消や虐待の防止に取り組みます。

障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活していくよう、相談支援の充実、ライフステージやニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供、福祉・介護・医療などの関係機関や地域等との連携などにより、複雑化・多様化する課題に包括的に対応します。

障がいのある子どもが、その能力と可能性を最大限に伸ばし、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域社会の一員として豊かに生きることができる生活基盤の形成を図るとともに、障がいのあるなしに関わらず、子どもたちが障がいへの理解を深めることができるように、可能な限りすべての子どもがともに教育を受けるインクルーシブ教育を推進します。また、医療的ケアが必要な子どもやその家族のニーズに応じた支援を行います。

##### 2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の機会の拡充と自立や生活の安定を図り、さまざまな可能性のなかから自分らしい生き方を選択できるよう、文化芸術活動やスポーツ活動に対する支援や出会いと交流の場づくりを推進するとともに、就労への意欲の向上、障がい者雇用に対する理解の促進など、障がいのある人の就労を障がい福祉サービス事業所や企業、関係機関等と連携して支援します。

#### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

地域住民が支え手・受け手という関係を超えて支え合い、困りごとを抱え込まずに支援を受けることで、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまち

#### 施策とその方向性

##### 1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進

身近な地域のなかで、誰もが気軽に集い交流することができる場づくりをはじめ、孤立せず社会とつながるための地域活動への参加支援や見守り活動を促進します。

また、市民が主体的に地域にある身近な生活課題を把握し、地域の支え合いで解決できるよう、近隣住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、企業、自治会などの関係者が連携・協力できる互助・共助の体制づくりを推進します。

##### 2 自立支援の推進と包括的支援の充実

生活に困窮する人に、個々の状況に応じた相談対応や住まいの確保、就労支援、家計への助言など自立に向けたきめ細かな支援を推進します。

また、課題が深刻化しないよう、困りごとを抱えている人が早期に適切な支援につながる仕組みを整備するとともに、複雑化・多様化した課題、制度の狭間にある課題について総合的に相談を受け止め、関係機関と連携しながら解決を図ができるよう、包括的支援を充実します。特に子どものいる家庭については、貧困の連鎖を断ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう支援します。

産業が暮らしを支え 地域をつなぎ  
すべての人が豊かさとにぎわいを感じられるまち

## 2 基本目標ごとの政策・施策



政策3-1 商工業・観光の活性化

政策3-2 農林業の振興

### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

商工業が活性化し、交流とにぎわいによる  
地域経済の持続的な発展と  
地域の活力向上をもたらし、  
市民のより良い暮らしを支えているまち

## 商工業・ 観光の活性化

政策  
3-1

### 施策とその方向性

#### 1 活気とにぎわいを創り出す商工業の活性化

JR古賀駅周辺の中心市街地における商機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、空き店舗の解消などにより商業やサービス業の集積を促進し、事業者はもちろん市民や民間団体が参画したエリア全体の本質的な活性化に取り組みます。

事業者が経営を継続し、必要に応じて事業規模を拡大することができるよう、新分野への進出、先端技術や先端設備を導入し、生産性の向上に取り組む事業者を支援します。また、地域を支える人材や将来を担う若者を呼び込み、生涯を通じて安心して働き続けることができ、地域経済が持続可能なものとなるよう、未来の地域経済を支える起業・創業へのチャレンジを支援します。

#### 2 企業立地の促進と新たな雇用の創出

雇用の創出と税収の確保を図るため、優れた交通利便性を活かした土地利用転換により、事業用地を確保しながら企業立地を促進するとともに、投資を拡大する企業を支援するなど産業集積を進め、本市の強みである「モノづくり力」を強化します。

IT関連事業者の立地促進などによりサテライトオフィス等での働き方、場所や時間を有効に活用するテレワークなど多様な働き方を支援するとともに、性別や年齢、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が働きやすく、働き続けることができる環境の整備を推進することにより、働く人にとって魅力的な環境づくりに取り組みます。

#### 3 魅力あふれる観光の活性化

市内外から多くの観光客が訪れ、地域の人々が自らの地域の魅力を感じ、その地に住むことに誇りと愛着を持ち、にぎわいと活気、地域の稼ぐ力が生み出されるよう、観光・物産・情報発信の機能を強化します。

国史跡船原古墳や唐津街道青柳宿、まつり古賀、食の祭典、福岡食品加工団地、古賀グリーンパーク、薬王寺温泉、白砂青松の海岸松林や清流を飛び交うホタルなどの地域資源の魅力と認知度の向上に取り組みます。

観光客の回遊性向上を図り、海外からの観光客の増加にも対応できるよう、文化的資源や産業力、歴史的景観や自然景観など地域に潜在する資源を掘り起こし、磨き上げ、さらにそれらを体験することにより得られる価値を観光資源として活用します。





### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

安定的・持続的に農業が経営されるとともに、  
農業生産基盤や水源涵養、防災など  
多面的機能が維持された  
優良な農地や森林が保全されているまち

## 農林業の 振興

政策  
3-2

### 施策とその方向性

#### 1 農地の保全と有効活用

農業の生産性向上を図り、本市の農業をよりよいものにしていくため、基盤整備事業によりまとまりのある優良な農地を確保し、担い手への集積を促進します。

農業生産の場に加えて、豊かな農村景観の形成や生物多様性の保全、環境教育・学習の場、水源涵養、防災・減災等、多面的な機能を有する農地を貴重な財産として保全するため、農業集落による農地を保全する活動への支援、適正な担い手とのマッチングのための農地の貸し借りの促進、耕作放棄地の解消、水路・ため池などの農業用施設の計画的な整備・維持管理を推進します。

#### 2 持続可能な農業経営の推進

新規就農者や女性農業者、集落営農組織など多様な担い手が意欲的に農業に従事することができるよう、ニーズに応じた育成や定着に向けた支援に取り組むとともに、将来にわたり持続可能な農業を営むことができるよう、米、麦のほか付加価値の高い園芸作物の生産、ロボット技術やICTなどを活用したスマート農業の促進、有害鳥獣による被害防止など農業経営の安定化に向けた取組を支援します。

市民や事業者が地元の農産物を食材や原材料として安心して利用できるよう、コスモス館の機能強化や農産物の魅力の情報発信に取り組み、地産地消を推進します。また、大消費地に近接し、優れた交通利便性を活かした国内外への販路拡大を支援します。

生産者とともに消費者が農業の多様な機能や役割に着目し、農と食、環境などへの関心を持ち、自らの生活に健康づくりや環境に配慮した行動を取り入れができるよう、身近に農を感じる場や機会を提供します。

#### 3 森林を守る林業の振興

森林経営管理制度に基づき、ICTの活用、所有者や境界の明確化に向けた取組、下刈りや間伐等による健全な森林の整備、意欲と能力のある林業経営者への施業集約化等を推進し、将来的な林業的利用を図るとともに、林業経営に適さない森林は、自然に近い森林に誘導し、多面的機能を維持します。

都市基盤と環境が調和し  
すべての人が快適で  
安心して暮らせるまち



政策4-1 良好な都市環境の形成

政策4-2 持続可能な公共交通の実現

政策4-3 命と暮らしを守る対策の推進

政策4-4 環境の保全と継承

# 形成する 良好な 都市環境の

政策4  
1

**政策の目的(政策によってめざすまちの姿)**

調和した土地利用のもと、  
市民が利便性の高い生活環境のなかで  
快適に暮らしているまち  
新たな玄関口となるJR古賀駅周辺が  
にぎわいに満ちた居心地が良く歩きたくなるまち



## 施策とその方向性

### 1 地域特性に応じた土地利用の推進

市民が住み続けたいと思えるよう、利便性が高く、快適な住環境をつくります。都市環境と自然環境が調和した土地利用、適切な規制・誘導や計画的な事業の実施、人口動態を踏まえた効率的・効果的な都市機能や居住機能の立地の適正化を推進し、都市の持続性を高めます。

広域的交通の利便性を活かして産業を集積し、活力やにぎわいを創出するため、おおむね主要地方道筑紫野・古賀線沿線から国道3号の間と九州自動車道古賀インターチェンジ周辺の土地利用転換や、JR古賀駅周辺の土地利用の高度化など、地域特性に応じた土地利用を推進します。

JR古賀駅周辺地区については、住宅・商業・医療・教育・文化などにぎわいを創出する多様な機能を集積しながら、歩いて回遊できる居心地の良い空間形成を図り、特徴的な街並みの形成をめざすとともに、古賀市の玄関口に相応しい魅力向上に取り組みます。

### 2 地域ニーズを踏まえた公園の整備・維持管理

都市空間にゆとりと付加価値をもたらす公園・緑地については、地域ニーズや配置状況を踏まえた整備・集約・再編を進めます。公園における休養や遊び、コミュニティ活動など市民のさまざまな活動の場として利用できるよう、地域住民とともに適切な維持管理を行います。

### 3 快適な道路網の整備

市域の一体的な都市づくりを進め、誰もが快適に移動できるよう、幹線道路の整備を促進し、円滑な道路交通を実現します。

すべての人が安全で快適に暮らしていくよう、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備を推進します。

### 4 安全・安心な水道サービスの持続

上水道の安定的な供給を図り、市民が安心して上水道を利用できるよう、計画的な水道施設の更新を行います。また、安定的な財政基盤の構築を図るため近隣自治体との広域連携や業務の共同化を推進します。

### 5 下水道の整備と経営基盤の強化

市民の快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質を保全するとともに、集中豪雨等による浸水被害を防止するため、下水道事業による計画的な整備や施設の更新、最適化を推進します。また、経営戦略の改定や事業の見直し、使用料の適正化等を図り、さらなる経営改善を推進します。



### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

自らの運転に頼らなくても、  
市民が公共交通を利用することにより  
市内各所から市内外に円滑に移動できるまち

### 施策とその方向性

#### 1 持続可能な公共交通ネットワークの確立

通勤や通学、買い物、通院など市民の多様な移動ニーズに適切に対応し、自らの運転に頼らずとも円滑な移動ができるよう、AIやICTを活用した公共交通サービス、キャッシュレス決済の導入など、自家用車以外の複数の移動手段を組み合わせて一括で利用できるサービスの普及に向けた基盤づくりにより利便性を向上させ、持続可能な公共交通を実現します。

人々が市内を活発に行き来することによりさまざまな活動を加速化させ、公共交通を起点に活気とにぎわいを生み出し、移動手段の確保だけでなく、地域経済の活性化や環境負荷の低減、市民の健康増進などにつながっていくよう、道路網の整備と連動しながら公共交通ネットワークの維持・確保に取り組みます。

#### 2 公共交通の利用促進

公共交通について話し合う地域の場づくりを推進するとともに、「地域の公共交通は、地域が自らつくる」という当事者意識を利用者自身が持ち、積極的に公共交通を利用しながら、利用促進にも貢献できるよう、公共交通を利用する習慣の定着化に向けた啓発を強化します。

# 実現 持続可能な 公共交通の

政策  
4  
1  
2

# 命と暮らしを守る 対策の推進

政策  
4  
1  
3

### 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

市民が家族や地域住民と連携しながら、  
犯罪や交通事故の予防に取り組み、  
被害者が減少しているまち

市民一人ひとりが自らの命は  
自らが守るという意識を持ち、  
地域住民と助け合いながら主体的に災害に備えた  
防災・減災のための対策に取り組み、  
災害被害を軽減できる防災力の高いまち

### 施策とその方向性

#### 1 暮らしの安全の確保

市民が犯罪に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪に関する情報発信や街頭啓発による市民の防犯意識の向上、自主防犯団体など地域が主体となった防犯対策活動の促進、防犯カメラの設置周知等の警察と連携した取組、地域活動への参加支援や見守り活動の促進による高齢者の孤立防止など犯罪が起こりにくい地域環境を形成します。

市民が消費生活トラブルに巻き込まれないよう、自ら的確な判断と行動をするために必要な知識や情報等の周知啓発を行うとともに、多様化する相談案件に対応するため、消費生活センターの相談体制を強化します。

交通事故による被害を最小化するため、警察や関係機関と連携し、安全指導や交通安全教室等の啓発の推進による市民や運転免許保有者の交通安全意識の向上、交通事故や飲酒運転の未然防止、交通安全上の危険性や過去の事故発生状況等を踏まえた交通安全施設の整備・維持管理に取り組みます。

#### 2 命を守る防災・危機管理の推進

地域防災力の強化のため市民の防災・減災意識の向上を図り、市民や事業者、地域、ボランティア等が自助、共助の役割を主体的に果たせるよう、防災知識の普及啓発や居住空間の安全対策の推進、消防団や自主防災組織の体制強化、防災訓練等予防活動の支援、非常用持出袋等の備蓄を促進するための啓発などに取り組みます。

災害発生時に家族等の支援が受けられず、自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援が受けられる体制を確保します。

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、情報を収集する手段と市民に伝達する手段の多様化の推進、関係機関との連携・協力体制や避難誘導体制、食料や生活必需品等の備蓄・供給体制などの整備を進めます。

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保、訓練・防災教育などの対策を適切に組み合わせて効果的に推進します。

武力攻撃やテロ、新たな感染症のまん延などの緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、関係機関との連携による危機管理体制を強化します。

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継ぐまち

## 施策とその方向性

### 1 快適な生活環境の保全

野外焼却や騒音、管理不良の土地や空き家に起因する雑草・樹木の境界越境など、身近な地域で生じる生活環境問題の多様化への対応や不法投棄の未然防止を図り、快適な市民生活や活発な経済活動を支えるため、地域、市民団体、関係機関等と連携した啓発に取り組み、モラルやマナーを向上させるとともに、地域や海岸、河川の清掃など自発的な美化活動を支援します。

### 2 資源を有効に活用する循環型社会の形成

限りある資源を将来へ引き継ぐとともに、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減することができるよう、市民・事業者とともに、リフューズ(Refuse)・リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の4Rが浸透したライフスタイルやビジネススタイルの定着を推進し、なお残るごみについては適正に処理するとともに、市民や事業者に対し適正な排出に向けた啓発を行います。

### 3 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進

人の健康と動物の健康、そして環境の健全性は、生態系のなかで相互に密接につながり、強く影響し合う一つのもの「ワンヘルス(One Health)」であるという考え方のもと、環境と人と動物のよりよい関係を築くため、狂犬病などの人と動物の共通感染症を予防するとともに、市民、地域、市民活動団体、関係機関等との連携を強化し、人と犬や猫などの動物が地域でともに暮らしていけるよう、ペットとの暮らしによる健康づくりや適正飼養・終生飼養の促進、動物の殺処分ゼロをめざした取組を推進します。

### 4 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全

市民が、豊かな自然環境に愛着を持ち、魅力を感じ、生物多様性が生み出す恵みや自然環境を次世代に引き継ぐために行動することができるよう、市民や企業、市民団体等と連携した取組を通じ、生物多様性への理解を深めるための啓発を推進します。

### 5 私たちにできる地球温暖化の防止

生活の快適性や事業の生産性の向上と温室効果ガス実質排出ゼロ(脱炭素化)に向けた活動を両立させることができるように、環境に配慮した事業活動を促進するライフスタイルや省エネルギーに関する普及啓発の推進、市民や事業者の再生可能エネルギーの導入促進など、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に取り組みます。

地球温暖化によって深刻化する気候変動の影響に対応し、被害を回避・最小化していくよう、市民や事業者の理解や行動を促し、台風や集中豪雨をはじめとする災害、熱中症への対策など「適応策」に関する普及啓発を推進します。

### 6 「環」をつなぐ環境教育の推進

身近でありながら地球規模にも広がり、次世代にも関わる環境問題の持つ多面性を市民や事業者が学び、理解し、「自分ごと」として考えて、持続可能な社会の実現につながる具体的な行動を実践できるよう、さまざまな主体がつながりの「環」を拡げ、あらゆる場での体験活動などを通じ、世界にも目を向けた広がりのある環境教育を推進します。

汚泥再生処理センターは、し尿等を適正に処理する機能に加え、市民や事業者が交流する場、環境と人権をテーマにした情報発信や啓発を行う場としての機能を強化します。

環境を守り続ける活動の担い手を育成するとともに、環境・健康・防災・教育などの分野をまたいださまざまな主体が連携・協力した活動を支援します。

政策  
4  
1  
4

# 環境の 保全と 継承



すべての人があつたがり  
考え創る  
みんなが主役のまち



政策5-1 基本構想の推進

# 推進 基本構想の

政策  
5  
1

## 政策の目的(政策によってめざすまちの姿)

人と人とのつながり、助け合い、支え合いながら、  
積極的に地域の課題解決に取り組むまち  
  
市民と行政が情報を共有し、信頼関係を築きながら、  
ともに市の魅力を発信し、  
安定的な行政経営が行われているまち



## 施策とその方向性

### 1 みんなでつながる地域づくりの推進

少子高齢化が急速に進展する時代にあっても、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らし続けることができ、多様な課題の解決に向けて地域住民が主体的に行動することができるよう、自治会や校区を単位とする地域コミュニティの活動を支援します。

子どもから大人まで誰もが地域づくりの担い手となり、地域コミュニティの活動を支えていくことができるよう、市民相互のつながりを深めるための情報提供や交流の場づくりを推進します。

市民活動団体が行う特定の課題解決のための公益活動を支援するとともに、地域コミュニティとのつながりづくりの支援などを通じ、地域の課題解決にともに取り組むパートナーを増やします。

地域コミュニティが子育て・教育・福祉・防犯・防災・環境などのあらゆる分野において今後も重要な役割を担うことを踏まえ、地域コミュニティと行政だけでなく、地域コミュニティ同士や市民活動団体、事業者、大学等の教育機関、行政などさまざまな主体の連携を強化し、一体となって地域の課題解決に取り組みます。

### 2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進

広報紙やホームページの充実による市政情報の迅速かつ的確な提供や、即時性・拡散性の高いSNSの効果的な活用により情報発信機能を強化するとともに、市民の率直な意見を行政経営に生かすことができるよう、市民がまちづくりに参画し、意見交換できる機会を充実します。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という機運を高め、市民のまちづくりへの参加意識を醸成するとともに、市の魅力を市内外に発信し、市の認知度を高め、関係人口や定住人口の拡大を図るために、シティプロモーションを推進します。

市が保有する情報を情報公開制度により適切に開示することで、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進するとともに、市が保有する個人情報を適切に保護し、不正利用を防止します。

### 3 市民から信頼される持続可能な行財政運営

行政手続きのオンライン化やマイナンバーの活用などによる市民の利便性の向上とICT・AI等の活用による業務効率化の推進に取り組み、限られた人的資源を政策立案能力や専門性を必要とする業務に振り向け、行政サービスのさらなる向上につなげるとともに、誰もがデジタル化の恩恵を広く享受できる環境づくりを推進します。

公共施設の維持管理における将来的な財政負担を軽減、平準化し、安全で持続的な市民サービスを提供するため、公共施設の更新や改修、長寿命化を計画的に推進します。

障がいのあるなしや年齢といったそれぞれの属性や置かれた状況に関わらず、誰もが地域で安心して暮らしていくよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を推進します。

健全財政を堅持するため、適正課税の推進、収納率の向上、滞納整理の強化などによる安定した歳入の確保や財源の適正配分に取り組むなど、中長期的な視点に立った財政運営を行います。

経営資源の質的向上を図るため、人材の確保と育成、職員の行政経営能力の向上や組織力強化、行政マネジメントの推進による施策・事業の費用対効果の向上に取り組みます。

# 卷末資料

## 1 策定経過

### ■市民参画

年月日	項目
令和元年7月20日から 令和元年8月26日まで	「みんなで描く古賀市の未来」コンクール 提案募集
令和元年10月4日から 令和元年10月18日まで	まちづくりに関する市民アンケート
令和元年11月3日	「みんなで描く古賀市の未来」コンクール 表彰・対話集会「コガトーク」
令和元年11月20日から 令和2年12月9日まで	タウンミーティング 「市長と語る地域と私たちの未来」(31回開催)
令和2年6月25日から 令和3年1月20日まで	大学生による政策検討提言
令和3年1月7日から 令和3年1月25日まで	団体・事業者アンケート調査
令和3年7月19日から 令和3年8月17日まで	パブリック・コメント
令和3年7月26日から 令和3年8月4日まで	校区別説明会(8回開催)
令和3年7月28日から 令和3年8月4日まで	基本構想案に関するパネル展

### ■古賀市基本構想審議会

年月日	項目
令和3年2月19日	古賀市基本構想について(諸問)
令和3年2月19日から 令和3年9月3日まで	基本構想審議会(9回開催)
令和3年7月16日	古賀市基本構想について(答申)

### ■古賀市議会

年月日	項目
令和3年9月16日	令和3年第3回定期会 第5次古賀市基本構想案上程
令和3年9月16日から 令和3年11月24日まで	第5次古賀市基本構想審査特別委員会 (分科会含め18回開催)
令和3年11月30日	令和3年第4回定期会 第5次古賀市基本構想案議決

### ■府内策定

年月日	項目
令和元年7月22日から 令和3年8月24日まで	第5次古賀市総合計画策定本部会議 (26回開催)
令和元年8月1日から 令和3年8月24日まで	第5次古賀市総合計画策定会議 (7回開催)
令和元年8月6日から 令和2年2月20日まで	未来像研究スタッフによる政策検討提言

## 2 タウンミーティング・校区別説明会

### ■タウンミーティング「市長と語る地域と私たちの未来」

年月日	行政区	年月日	行政区
令和元年11月20日	久保西区	令和2年9月24日	薦野区
令和元年11月25日	古賀団地区	令和2年10月6日	久保区
令和元年12月3日	庄北区 庄南区	令和2年10月14日	花鶴丘2丁目1区 花鶴丘2丁目2区 花鶴丘3丁目区
令和元年12月7日	古賀北区		
令和元年12月10日	古賀南区	令和2年10月20日	花見南区 花見東1区 花見東2区 北花見区
令和元年12月13日	筵内区	令和2年10月22日	舞の里1区 舞の里2区 舞の里3区 舞の里4区 舞の里5区
令和元年12月16日	鹿部区	令和2年10月29日	古賀東区
令和元年12月18日	中川区	令和2年11月13日	高田区
令和2年1月14日	新原区	令和2年11月18日	病院区 千鳥北区 千鳥東区
令和2年1月15日	小竹区	令和2年11月25日	千鳥南区 さや団地区 東浜山団地区
令和2年1月27日	谷山区	令和2年12月9日	青柳区
令和2年1月29日	今在家区		
令和2年1月31日	中央区		
令和2年2月4日	町川原2区		
令和2年2月10日	花鶴丘1丁目区 花鶴丘2丁目3区		
令和2年2月12日	薬王寺区		
令和2年2月19日	町川原1区		
令和2年2月20日	千鳥タウンコート区		
令和2年2月21日	米多比区		
令和2年2月25日	小山田区		

### ■校区別説明会

年月日	小学校区	年月日	小学校区
令和3年7月26日	青柳	令和3年7月30日	花鶴
令和3年7月27日	小野	令和3年8月2日	千鳥
令和3年7月28日	古賀東	令和3年8月3日	花見
令和3年7月29日	古賀西	令和3年8月4日	舞の里

### 3 古賀市基本構想審議会での審議

#### ■審議経過

年月日	開催数	主な内容等
令和3年2月19日	第1回	会長及び副会長の選出 古賀市基本構想について(諮問) 第5次総合計画策定方針・策定スケジュール、基礎調査結果、市民アンケート調査結果、タウンミーティング、古賀市の重要政策課題の概要説明
令和3年3月25日	第2回	総合計画の構成、基本構想の骨子案、アクションプランの項目の審議
令和3年5月21日	第3回	政策体系、序論・基本構想案(子育て・教育・人権分野)の審議
令和3年6月3日	第4回	序論・基本構想案(地域保健・福祉分野)の審議
令和3年6月11日	第5回	序論・基本構想案(産業・経済分野、社会基盤・環境分野)の審議
令和3年6月18日	第6回	政策1~4「人権と多様性の尊重」の審議
令和3年6月24日	第7回	序論・基本構想案(コミュニティ活動・行政経営分野)、都市イメージ・基本目標、まちづくりの方向性、基本構想案(全体)の審議
令和3年7月8日	第8回	基本構想案の審議
令和3年7月16日	答申	古賀市基本構想について(答申)
令和3年9月3日	第9回	基本構想案の報告

#### ■諮問書

02古経戦第492号  
令和3年2月19日

古賀市基本構想審議会  
会長様

古賀市長 田辺一城

古賀市基本構想について  
(諮問)

第5次古賀市総合計画の策定にあたり、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想について、古賀市基本構想の策定に関する条例(平成23年条例第16号)第3条第2項の規定により諮問します。

【諮問の趣旨】

本市では、市のめざすべき都市イメージを実現するため、平成24年に第4次古賀市総合振興計画を策定して以降、各分野において様々な施策の推進に取り組んでまいりました。

同計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、社会経済情勢が大きく変化する中、めざす都市イメージとその実現のための政策をまとめ、持続可能なまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定することとしております。

つきましては、市民の皆さまや団体・事業者の皆さまのご意見、ご要望等を踏まえ、府内組織における検討を行ったうえで新たな基本構想を策定するにあたり、その内容について調査・審議を求めるため諮問するものです。

#### ■答申書

令和3年7月16日

古賀市長 田辺一城様

古賀市基本構想審議会  
会長 南博

古賀市基本構想について  
(答申)

令和3年2月19日付け02古経戦第492号で諮問された古賀市基本構想について、別添のとおり答申します。

別添 第5次古賀市総合計画基本構想(案)

### 4 古賀市議会での審議・議決

#### ■審議・議決経過

年月日	会議名等	内容
令和3年9月16日	令和3年 第3回定例会	第5次古賀市基本構想案上程、第5次古賀市基本構想審査特別委員会の設置、継続審査の決定
	特別委員会(第1回)	正副委員長の選任、継続審査申出の決定
令和3年9月27日	特別委員会(第2回)	委員会の運営方法の決定、分科会の設置、分科員の選任、「序論」に関する質疑
	第1分科会(1日目)	分科会正副委員長の選任、審査日程の決定
	第2分科会(1日目)	分科会正副委員長の選任、審査日程の決定
令和3年10月5日	特別委員会(第3回)	「序論」、「基本構想(将来像・まちづくりの方向性・政策体系)」に関する質疑
令和3年10月12日	第2分科会(2日目)	「基本構想(政策3-1~政策4-1)」に関する質疑
令和3年10月13日	第2分科会(3日目)	「基本構想(政策4-2~政策4-3)」に関する質疑
令和3年10月14日	第1分科会(2日目)	「基本構想(政策1-1~政策1-3)」に関する質疑
令和3年10月15日	第1分科会(3日目)	「基本構想(政策1-4~政策2-1)」に関する質疑
令和3年10月27日	第1分科会(4日目)	「基本構想(政策2-2~政策2-4)」に関する質疑
令和3年10月29日	第2分科会(4日目)	「基本構想(政策4-4~政策5-1)」に関する質疑
令和3年11月5日	第1分科会(5日目)	分科会報告まとめ
令和3年11月11日	第2分科会(5日目)	分科会報告まとめ
令和3年11月15日	第1分科会(6日目)	分科会報告まとめ
令和3年11月17日	第2分科会(6日目)	分科会報告、分科会報告のとりまとめ
令和3年11月18日	特別委員会(第5回)	総括質疑
令和3年11月24日	特別委員会(第6回)	第5次古賀市基本構想に関する討論、採決、提言の検討
令和3年11月30日	令和3年 第4回定例会	第5次古賀市基本構想審査特別委員会の審査結果報告、討論、採決(賛成17名 反対1名 賛成多数で原案可決)

#### ■「第5次古賀市基本構想」に関する提言

令和3年12月15日	古賀市長 田辺一城 様	古賀市議会議長 結城弘明
「第5次古賀市基本構想」に関する提言		
市長におかれましては、市民福祉の向上や地域経済の活性化等、直面する課題はもとより、将来にわたって持続可能な市政運営に向けて日々ご尽力頂いてることに敬意を表します。		
さて、令和3年第3回定例会において提案されました「第5次古賀市基本構想(案)」については、特別委員会を設置し、継続審査付託を全会一致で可決いたしました。以降、第4回定例会での採決まで、実質14日間、特別委員会及び2つの分科会合わせて、計18回に及ぶ審査を行ってまいりました。この議案が、令和4年度から10年間の古賀市のまちづくりの最上位計画である「第5次古賀市総合計画」の基盤となることを全委員が踏まえたうえで、熱心かつ集中した審査が行われたことは言うまでもありません。		
審査の過程では、「都市イメージ」や「指標」の設定に懸念を示す意見がある一方、新型コロナ禍で策定に当たった職員の努力に対する評価や、今後のアクションプランに期待する意見等さまざまな意見が出されました。また、6人の委員が総括質疑として市長の見解を求め、活発な議論が展開されたことはご承知のとおりあります。		
このような経験をたどり、特別委員会では、「第5次古賀市基本構想」に掲げられた「都市イメージ」や「基本目標」と、基本指標として示された「主観指標」と「客観指標」を達成するために必要な事項について取りまとめられましたので、古賀市議会として以下のとおり提言いたします。		
1. 第5次古賀市基本構想審査特別委員会からの意見、提言について最大限尊重し、計画の遂行に当たっては、市民の福祉の向上が図られるよう反映すること。 2. 掲げられた「都市イメージ」の実現に向け、中長期的見通しに基づく効率的、効果的な財政運営に努めること。 3. 「まちづくり指標」については、基本構想に基づく各種政策や施策を総合的に評価するものである以上、中間年次に検証を行うとともに、アクションプランに示される「指標」の検証結果についても、毎年度、市民に分かりやすく示すこと。 4. 「想定人口」については、少子・超高齢化と人口減少が進むことから、人口の推移を把握し、各種施策の充実と併せ、福岡市近郊という特性を生かし、社会をめざした効果の対策を講じること。 5. 恒久的な「平和」の堅持と「人権」の尊重は極めて重要であることから、本市におけるすべての施策や事業を進めていく際には、そのことを常に意識し取り組むこと。 6. 人口減少が進む中で取り組まれる「まちづくり」に、市民が主体的に関わることができるように環境を整え、地域や自治会、行政区、校区コミュニティの活動がさらに活性化するよう支援すること。		
以上		

#### ■特別委員会(敬称略、議長を除く議員18人全員で構成)

委員名	備考
田中 英輔	特別委員会委員長
清原 哲史	特別委員会副委員長、第1分科会
平木 尚子	第1分科会委員長
内場 恵子	第1分科会副委員長
奴間 健司	第1分科会
内平 晃二	第1分科会
伊東 洋子	第1分科会
松島 岩太	第1分科会
紙谷 由香	第1分科会
古賀 誠視	第2分科会委員長
村松 謙二	第2分科会副委員長
福崎 トビオ	第2分科会
中野 敦史	第2分科会
渡 孝二	第2分科会
吉住 長敏	第2分科会
竹下 司津男	第2分科会
井之上 豊	第2分科会
森本 義征	第2分科会

## 用語説明

ページ	該当項目	用語	注釈案
6	第2章 策定の背景 1 社会経済の動向【Society5.0】	IoT	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
6	第2章 策定の背景 1 社会経済の動向【Society5.0】	AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略で、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
6	第2章 策定の背景 1 社会経済の動向【Society5.0】	Society5.0	内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものである。これまでの狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。
8	第3章 分野別の現状と課題 3 青少年育成・スポーツ・文化・芸術・社会教育	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上の交流をとおして社会的なネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。
11	第3章 分野別の現状と課題 8 地域福祉・自立支援	コミュニティ ソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のこと。
12	第3章 分野別の現状と課題 9 商工業・観光	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、インターネット等の通信技術を活用し、情報、知識の伝達や共有を容易にする情報通信技術のこと。
13	第3章 分野別の現状と課題 11 都市基盤	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途を定める地域のこと。
13	第3章 分野別の現状と課題 11 都市基盤	都市計画道路	広域的な道路網との整合性はもとより、土地利用や他の都市施設との十分な連携のもとに、都市計画として配置される都市の基盤的な交通施設で、都市計画法に基づき都市計画決定を行った道路のこと。
14	第3章 分野別の現状と課題 11 都市基盤	管路経年化率	法定耐用年数の40年を超えた管路延長の割合を表す指標のこと。管路の老朽化度合を示す。
15	第3章 分野別の現状と課題 13 防犯・交通安全・防災	粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合のこと。
15	第3章 分野別の現状と課題 13 防犯・交通安全・防災	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る罪のこと。オレオレ詐欺以外にも巧妙な手口が多様に存在する。
15	第3章 分野別の現状と課題 13 防犯・交通安全・防災	知能犯	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪のこと。
15	第3章 分野別の現状と課題 13 防犯・交通安全・防災	国土強靭化地域計画	国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するもの。国土強靭化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靭化計画のこと。
15	第3章 分野別の現状と課題 13 防犯・交通安全・防災	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
16	第3章 分野別の現状と課題 14 環境	地域猫活動	周辺住民の理解を得た上で、ボランティアグループなどが、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、トイレや餌やりの時間を決めて世話をすると、一定のルールに従い、猫を適正に管理することで問題解決を図っていく活動のこと。
16	第3章 分野別の現状と課題 14 環境	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。
16	第3章 分野別の現状と課題 14 環境	ESG	ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの。企業に変革を促し、環境問題・社会問題を解決しようという考え方のもと、投資家や金融機関の投資判断を変えるために国連が提唱した。
17	第3章 分野別の現状と課題 15 コミュニティ活動・行政経営	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
17	第3章 分野別の現状と課題 15 コミュニティ活動・行政経営	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず利用しやすい施設・製品・情報の設計・デザインのこと。
33	政策1-4 人権と多様性の尊重 3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進	テレワーク	ICT(情報通信技術)を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。勤務場所により、大きく、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に分けられる。
39	政策2-3 障がい者福祉の推進 1 地域で安心して生活するための支援の充実	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

※該当用語が最初に登場するページ、該当項目を記載しています。



人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え  
みんなが育つ  
未来に向かって育ち続けるまち

令和4年3月発行

古賀市総務部経営戦略課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  
<https://www.city.koga.fukuoka.jp/>  
TEL 092-942-1111  
FAX 092-942-3758

